

令和4年色麻町議会定例会9月会議会議録（第3号）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君

清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第3号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第6号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第48号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第5	議案第49号	加美郡土地開発公社の解散について
日程第6	議案第50号	色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第60号	小型動力ポンプ付積載車の購入について
日程第8	議案第61号	有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第6号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第48号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第5	議案第49号	加美郡土地開発公社の解散について
日程第6	議案第50号	色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第60号	小型動力ポンプ付積載車の購入について
日程第8	議案第61号	有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入について

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日、町長提出の会議事件2か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議案第60号小型動力ポンプ付積載車の購入について、議案第61号有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入についての2か件であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において9番今野公勇議員、10番天野秀実議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を行います。

次に、12番福田 弘議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。12番福田 弘議員。

〔12番 福田 弘君 登壇〕

○12番（福田 弘君） それでは、議長のほうから一般質問のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、ウィンドファーム八森山風力発電事業についてということで通告をさせていただいております。

この発電事業関係につきましては、昨日、1番大内議員、9番今野議員のほうからですね、一般質問として取り上げ、既に町長のほうから回答を得ております。いずれもですね、ウィンドファームは八森山発電事業に反対の意思を表明すべきではないかという立場で御質問をなされておりますが、既に質疑が尽くされた感はいたしますけれども、私もお二人と同じ立場で重複しないようにですね、質問をしていきたいと思

ます。

令和2年8月にこのウィンドファーム八森山風力発電事業の計画がですね、明らかになり、環境影響評価手続の計画段階配慮書の公告告示から、もう既に2年が経過いたしております。その告示縦覧を知り、私も令和2年9月ですね、一般質問で早速取り上げて計画の概要あるいは自然環境への影響等々について御質問をさせていただきました。あわせて、再生可能エネルギーに関わるガイドラインの策定等についてもですね、その考えについてお聞きしたところでございます。

その後、この風力発電事業関係については、毎回いずれかの方が一般質問として取り上げ、私も含めてですね、延べ11回取り上げられておりました。今回も4名の方が通告いたしておりますので、計15回の一般質問ということになるのかなというふうに思います。

そうした中で、昨日、1番大内議員の一般質問に対する町長の答弁でですね、町長の苦しい胸の内を初めて明かされました。町長の思いが分かりましたので、今回は町長の背中を押す気持ちで質問させていただきたいと思います。また、風力発電事業と関連してですね、4月から施行しております、色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備事業との調和に関する条例の運用についても通告をさせていただいておりますので、①、③ということで順を追って質問していきますけれども、質疑の中で条例に関する部分もちょっと出てくる可能性もございまして、あらかじめ議長のほうからお許しをいただいておりますので、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、早速、通告に従って質問をさせていただきます。

（1）自然環境景観、健康被害及び保安林の解除ということですが、これについてもですね、昨日、お二方から御質問がされております。その際、9番の今野議員のほうからですね、現在進められている漆沢地区での建設現場を直接見た状況、また、1番大内議員のほうからですね、今、加美町のほうで進められている宮城加美町ウィンドファームに関わる、環境アセスメントの評価書の資料などを基に風力発電機を設置するために改変されるであろうと思われる山林の面積などが示されました。執行部ではそのような面積をですね、既に検討、把握されていたのかお伺いしておきたいというふうに思います。

また、そのような自然環境の変化がですね、昨日の町長の答弁にもあったとは思いますが、昨今の大雨で多発しております土砂災害の発生にどのような影響を及ぼすと考えているかどうか、あるいは災害は発生しないんだというふうに考えているのかどうか、その辺も含めてまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田 弘議員の質問に答えたいと思います。

回答は大変、課長から丁寧にお話しておりますが、それを読まないで今の質問ですと、森林の面積は確認しているのかとか、あるいは災害どうだというだけの質問のよう

でしたので、端的に答えたいと思います。

伐採面積については、まだ今のところどこに幾らということでは決まっておらず、それは計算しておるわけではございません。

それから、災害関係ですけれども、これはやはりあの災害については、予想というわけにはいかない面が多々あります。これまでに私の記憶の中には全て入っているわけではないんですけれども、この風力発電を設置したために災害が起きたという、ないとは言えないかもしれませんが、私としてはそのために災害が起きたというところまでの記憶は持っておりません。ですが、ないという断言するようなものでもございません。やはり規模であったり、どこに線状降水帯が来るのか、そういうことも全く予想つくものでもございませんので、不安はあるかと思えます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 詳細な建設場所が確定していないので把握していないという、それはそうだと思いますけれども、やはりある程度ですね、その辺の基数に応じた面積などについては、いろんな先進事例がございますので、やはりある程度想定をしてですね、把握しておくべきかなというふうに考えます。今、国のほうで議論されております元首相のですね、国葬に関わる経費について大きな議論になってましたけれども、あれも最初は小さくまとめて、今大きくなってきているという、あれもある程度の仮定の数字でございまして。ですから、仮定これであればこれぐらいだと思われるぐらいですね、結構だと思えます。実際、建設されればそれに沿った面積ということで、徐々に拡大していくか縮まってくるかは分かりませんが、そのような形ですね、今、環境アセスのほうも相当進んでいるというふうにお聞きしていますので、そのような形ですね、ぜひ執行部のほうには対処方お願いをしておきたいなというふうに思います。別に回答は要りません。

そうした中でですね、大分前になりますけれども、環境改善センターのほうで住民説明会が開催されました。その開催の際にですね、事業者のほうから建設に関わる資料を配付させていただきましたけれども、建設に関わるその面積などについての、それも場所が分からないからということだと思いますけれども、ただ航空写真を移してですね、風車のあたりのメーター、何メーター掛ける何メーターと、あと、道路については5メーターというような形での写真での説明だけでございました。ただ、昨日、大内議員のほうからもありましたけれども、実際漆沢のほうではですね、土砂捨場などにもですね、相当な面積を改変したという、改変して進められているということもございまして。やはり説明する事業者としてですね、そういう資料をあらかじめ提示するのが本来の筋かなと、事業者としての今後求められる姿勢だと思います。その点においてもですね、やはり事業者の姿勢というものが問われるのかなというふうに考えます。また、住民説明会についても、コロナウイルス感染症が蔓延していたということもあろうかと思えますけれども、やはり何らかの工夫を凝らせばですね、早めに開催して住民の方々に理解を得

るということも可能だったと思うんですけども、何か事業者の姿勢を見ますと、コロナウイルス感染症にかこつけてですね、極力住民説明会を避けたいというような思いが感じられるような状況下であったのかなというふうに思います。そのような事業者に対する、この事業者の姿勢に対し、町長はどのように感じられたかどうか。簡単で結構でございますので、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういう対応についての思いは、いろいろ人によってでしょうけれども、私はそんなに、事業者のほうでですね、町民の皆さんに向き合うのを嫌がってとか、そういう思いは持ってないと私は思っているんです。ですから、当然、時期を見て、やっぱりまた町民の皆さんに説明する機会を取ってもらおうべく、これは私としてもお願いしたいなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ぜひですね、今後、この事業が進めていくということになればですね、やはり町民の方々、近隣の方々にとらわれずですね、やはり広く住民の方に説明するようにですね、その辺は町長のほうからもですね、促していただければなというふうに思います。

そしてですね、この風力発電事業が明らかになり、2年が経過いたしました。そのような中で、去る8月18日にはですね、小栗山地区の住民団体に組織されております、我が地域の明日を考える会の共同代表から事業計画白紙撤回を事業者に求める要請書が町長のほうに提出され、さらに9月5日にはですね、小栗山、平沢両地区で要請書の内容に賛同する方々の署名簿がですね、追加で提出されております。その2つについては、議長宛てにも提出されておるわけですけども、その要請書の重みといいますかね、それを町長はどのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。小栗山地区の方々、やはり地域ですね、安全と自然災害への危惧ということをですね、念頭に本当はこう反対の手を挙げるってのは難しいんですよ。例えば、町で事業を進めるのに賛成だから手を挙げっぺってだけであれば簡単なんですけれども、何か止めようというのに手を挙げるというのはなかなかこう難しいと、一步が踏み出せないという状況だと思うんですけども、そういう中で共同代表の方々が要請書と、今回新たに署名簿を追加で提出されたわけですけども、その要請書の重み、その辺についてどのように捉えているか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはその人たちの思いを真摯に受け止めたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、昨日の質疑の内容からですね、ちょっと確認だけ、1点だけ確認させていただきたいと思います。

それで、その要請書についてはですね、請願書も併せて議長のほうに提出されて、そ

の内容については特別委員会で審査して、採択の可否を判断してですね、結論を出すわけですけども、昨日の答弁でですね、特別委員会での結果を見てそれを参考にして判断するというふうに町長のほうは答弁されております。これは尊重するではなくて、それを見て参考にして判断すると。その参考にして半判断するのと尊重するでは大分こう開きがあるもんですから、その辺を再度確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは議会の皆さんが出した結論については、そんな軽いものではないという思いでの判断をしたいと、そういうことです。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからありましたけれども、言葉は違うんだけども、尊重するというふうに捉えてよろしいわけですね。はい、ありがとうございます。

次にですね、健康被害についてお伺いをいたします。

風力発電から発生する超低周波音の健康被害については、昨日の質疑の中でもいろいろ議論されました。環境省のほうでの見解あるいはいろんな研究機関での見解、担当課長のほうからもいろいろ説明がありましたけれども、結果として健康に被害を及ぼすものではないというような内容かなというふうに捉えます。そういう認識で進んでいってですね、よその自治体も環境アセスをクリアして建てて、建ててもやっぱそういう健康被害が出てくるといふ苦情が出ているわけでございます。もし、これも想定の話になって失礼なんですけれども、もし色麻で建てて、環境アセスもクリアして、経済産業省のほうから建設の許可も下りて建ったと。健康被害は3年後ぐらいに出てきたといった場合にですね、住民に対する対応というのは相当難しくなるのかなというふうに考えます。私たちも、さきにですね、由利本荘あるいは庄内町のほうに行ったんですけども、やはりどうしても町のほうでは国のほうの見解を示すだけ。あと、事業者のほうは、国のほうでの示している内容をですね、盾にしてなかなかその実際の調査にも進まない。最終的には、被害を被っている方が我慢を強いられているというのが現状だというふうにお聞きしてきました。そういう現状がですね、色麻にも、もし例えば起きないとも限りません。そうした場合、町の対応というのはどっちを選択するのかなと。国のほうがこうだから、事業者さ相談してけると。町でそいつ調査もすることもできないんだよというふうになるのかですね、積極的にその被害者の方の声を聞いて、その調査なりなりに協力するという立場を取るのか。その辺これも想定されるんですけども、今の現状でそういう相談が来たということになれば、どちらを選択するのかなというふうに危惧されますんで、その辺お聞きをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 思いは町民サイドに立つということになりますけれどもね。ただ、この関係については、要するに健康被害があると言えはある、ないと言えはないなんですよ。要するにね。その決定的に風力発電によつての被害だというふうに確定できるものであれば、これは訴え、どこに訴えようと、あるいはどなたがその先頭に立ってその

訴えをね、取り上げようと、それはできるわけですがけれども、今までのこのいろんな中でお話を聞きますと、それをきっちりと証明できないためにどうしようもないという状態になってるわけですよ。ただ、町長としては、町民の皆さんにそういうことであれば、そういう町民サイドに立って、どっかにこれはお願いしないと、どっかにこの思いをぶつけるところはなくては駄目だ、駄目だろうというふうには思っています。いずれにしましても、世の中にはいろんな必ずしも好意的な人ばかりであればいいんですけれども、現状などそのような場合も、こういうこととは別ですけれどもね、ありますので、そういう証明するのが大変だろうなという思いはあります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、答弁ありましたけれども、やはりこの証明するというのは大変だと思うんですよね。行政機関で証明するにしても、いろんな調査を繰り返さなきゃない。また、被害を被った方ですね、いざ裁判にかけて事業者と争うとしてもですね、やはりその証明する義務っていうのは被害を被った方のほうにあるというふうに考えますんで、やはり発生しないとも限らない健康被害でございます。今、町長の思いも分かりましたんで、やはり行政としてですね、対応できる行政指導といいますか、それらには限度があるんですよね。その辺を考慮した中でですね、やはり最終的に判断をしていただければなというふうに考えます。

次に、保安林の解除について、これもですね、昨日、大内1番議員のほうから詳細な質疑がありましたんで、その辺については大体分かったんですけれども、やはり町としてですね、同意書、保安林解除の同意書を出さなくない時期がいずれ来るのかなというふうに考えます。この事業が進んで、町長が反対したということを表示しなければですね、いずれ事業者のほうから同意を求める申請が上がってくると思います。今、環境アセスメントも進んできてまして、事業者のほうでは準備書の作成という段階、もう既に取りかかってですね、結構進んでいるのかなというふうには考えますけれども、やはり事業者とすればですね、やはり保安林解除と環境アセス法、並行して進めていっていると思うんですけれども、どの時点でこの同意書を求めてくるかもしれない時期に差しかかってきているのかなというふうに考えます。そうした場ですね、議会のほうでは12月の会議を最終目途として結論を出すという方針で特別委員会を立ち上げましたけれども、その議会ですら、この結論を出す前に事業者のほうから同意書をお願いしたいというふうに来られた場合、どのように対応するのかなというふうに、ちょっと昨日の質疑を聞いててですね、ちょっと疑問に思ったものですから、その辺、議会の採決が来るまで待っててけるということで止めておくものか、あるいは、いろいろ申請してから何日以内に出さなきゃないとかいろいろあるんだかもしれませんが、そういう制約の中で、議会での議決前にどうしても出さざるを得なくなったという場合、どのように対応するのかなというふうに、ふと考えたものですから、その辺をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 期限が切られるものではないかとは思いますが、例えば、1週間後だとか10日、そんな短い期限で来るものではないと思いますので、それは当然保留をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） （2）に入らせていただきます。

事業計画に対して推進クエスチョン、反対クエスチョンについてということですね、通告させていただいております。先ほど、前段でも質問させていただきましたけれども、8月18日に共同代表のほうから要請書が出されたと。議会のほうでは、12月での会議を目途に結論を出すということになっておりますけれども、8月に出されて、今、地域の方々はまだ署名集めもですね、町内全域でやろうというような話になっておりますけれども、住民代表のほうにはですね、町長、町としての回答といいますか、回答までは要らないんですけれども、住民代表の方にはその経過説明なり、何らかの形でですね、御説明をする考えなのか、あるいは今回の特別委員会設置されたんで、それまで私の回答は待っててけろというふうに通知といいますかですね、話しさせていただいておくのか、その辺何らかのアクションを起こすのか、それまで待っててけろなのかやということなんですけれども、そこはやはり住民の方々は気にしてると思うんですよね。大崎市でも同じようになるものやつで、住民の方々から要請書が上がってきているようです、市長のほうにね。そこで、向こうのほうの要請書は、9月何日まで回答を出してくださいということで期限をつけて要請書を出しているようです。今回、小栗山の方々は、その期限までは示しておりませんでしたけれども、その辺どのように対応する考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 特に、回答を求められているわけでもございませんので、私のほうから経過を話せるようなことも何もないと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 分かりました。町長のほうからは、何らこう住民の方々に経過報告といいますか、そういうのも話す考えはないと。今、議会のほうで議論されてるんで、それまで待ってけろやということも話しはしないというふうに捉えてよろしいわけですね。はい、分かりました。じゃあ、そのように捉えておきます。住民代表の方々もですね、有線放送を聞いて、町長の対応ってそういうんですねということで御理解をなさったのかなというふうに思います。

次に、（3）町有地の賃貸証明書の取扱いについてということで通告をさせていただいております。

令和4年6月会議での1番大内議員の一般質問でですね、この賃貸証明書についてもいろいろ質疑がされました。そうした中でですね、賃貸証明書発出月日ですけれども、令和2年の12月24日というふうに答弁されております。証明書を出したからには、申請書が上がってきたというふうに考えますけれども、申請書が出された月日と、あと、町

で受け付けした月日、あと、それから賃貸証明書の内容は先にお聞きしておりましたので、その申請書の文面ですね、どのような文面になっていたものか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

賃貸証明書の事業者からの申請日でございますが、こちらは令和2年12月3日付となっております。町が収受した、受付でございますけれども、こちらは令和2年12月4日という受付でございます。

また、その申請の内容ということでございますが、こちら読み上げさせていただきます。株式会社グリーンパワーインベストメントは、下記対象地において（仮称）ウィンドファーム八森山を計画しており、風力発電事業関連施設等の設置を検討しております。このため、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定申請の際に必要な書類である別添、賃貸証明書の内容について同意の上、記名押印していただきますようお願いいたします。あわせて、押印した印鑑の公印規程も送付していただきますようよろしくお願いいたします。とこのような文面で記として、1に対象地、それから2として添付書類が添付されておるといったような内容でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 分かりました。申請日が令和2年12月3日、受付が令和2年の12月4日、申請内容はFITの申請に必要なものだから、別記様式の内容の証明書といえますか、それを発行してくださいという内容というふうに捉えてよろしいわけですね。はい、分かりました。

そうした中でですね、町のほうも国のほう、経済産業省のほうで通知を出しております再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所についてという通知に沿ってですね、その賃貸証明書なるものをですね、発行したと思えますけれども、やはりいろいろ大内議員のほうからも懸念などがあって質疑があったようですけれども、賃貸証明書ではなくてですね、事前相談または手続を行っていることを証する書面でもよかったのかなというふうに考えます。といいますのはですね、その国のほう、経済産業省のほうで発している文書、担当課長、手持ちにあると思えますけれども、注書きのほうでですね、地権者が地方公共団体等公共機関の場合は、契約書に代替する書類で可、書類で可ですから、町長が発した、この賃貸証明書ですか、それでも可、可能なんです。ただ、その次の括弧書きが大事なんですね。なお、計画書に代替する書類ではなく、協議を開始している旨を証する書面の場合は、それも一旦認定としてということで、たまたたたたいろいろな条件が書いているわけですがけれども、その事前に協議をしますよと、賃貸証明をするものではないと、事前に相談を受けてんだと、いふことの証明でも可というふうになっているわけです。それで、これを受けてですね、やはり今どこでもですけども、国有林のほうにも結構、風力発電の設備ありま

すけれども、この通知を基にしてですね、林野庁のほうでは再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に関わる国有林野の使用手続等に関わる証明についてという文書を各森林管理局に通知しております。そして、契約書に代替する書類（賃貸証明書）ではなくてですね、事前相談または手続を行っている証明を交付することのようにしておるようでございます。この通知、一番最初は平成29年4月25日に発せられて、最終改正がですね、令和4年3月29日ということで、その間、何度か改正があったようです。ですから、うちのほうで証明書を出した令和2年の12月4日時点、ちょっとどのようになっているのかなというふうに思っていますね、林野庁あるいは森林管理局のほうに照会したんですけれども、公表になっているやつ以外は開示請求をしなければ照会には応じられませんということだったんで、今日の議会にはちょっと間に合わなかったんで、あくまでもその最終改正の令和4年3月29日現在の通知文を参考にして、質疑をさせていただいているわけですが、それで、その町のほうで出した賃貸証明書、それにはですね、町のほうで出したやつについては、本証明書によって貸付けまたは使用させる義務を負うものではないということは明記してあるんですよ。明記はしています。ただ、林野庁のほうはそれだけではないんですよ。依頼人に損害または損失が生じても一切の責任を負いませんということまでですね、明記をさせて証明書を出しているということで、後々ですね、トラブルといいますか、リスクといいますか、それを軽減する意味かもしれませんが、そういう証明書を発しているという状況のようです。そういう林野庁でですね、そういう文書を使っているということですので、本来であれば、いろんな場所ですね、風力発電設備の建設を今進めている事業者が、町のほうにお願いする場合ですね、本当にこう簡略的な証明書の文書で持ってきて証明してくださいということではなくてですね、やはり林野庁で取り扱っているような証明書あるいは申請書をですね、町のほうに提示して、これに準じた形でお願いしてもらえませんかという相談に来るのがですね、本来の事業者のあるべき姿ではないのかなというふうに考えます。何かその文章とかですね、書面のやり取りをお聞きしますとですね、言葉尻は悪いって言われるかもしれませんが、クーリングオフのできない訪問販売みたいなようなものでないのかというふうに考えざるを得ませんが、やはりそういう事業者の姿勢といいますかね、それについて町長どのように感じられますかね。今、私、質問で取り上げた林野庁の書類については、昨日、おとといですか、担当課長のほうにもお示しして、ちょっとこの内容で質問させていただくということでは、あらかじめ相談申し上げておったもんですから、副町長あるいは町長のほうまで目通しているかどうか分かりませんが、いずれにしてもそういう経過でこの賃貸証明書を発行してしまったと。この証明書の用紙を持ってきた事業者の姿勢について、どのように感じられるかどうかお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 業者がどういうものを持ってくればについては別として、今言ったような賃貸証明書という、これは賃貸を約束するものでないということが一番大事な

ことですので、そのことだけを確約をしながらF I T申請をするために必要なものということでは出したということ、何もそれ以上のものは何もないということです。問題は、結局は最終的には町有地をどうするかと、こういうことでしょう。言ってみればね。証明書は出したから貸さなきゃねえとか、そういうのを約束したわけじゃないんですからね、そういうことだと思うんですよ。ですから、結論的に言えば、いろいろ思いはあるようではけれども、皆さんの特別委員会の中でどういう議論がなされて、どういう結論が出されるのか、それをやっぱり私としては重視をしなくちゃなりませんのでね、そのことで結論を出さざるを得ないと、こういうことです。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、町有地を貸さなければいいんでしょうという答弁でしたけれども、私はそれを言ってるんじゃないんですよ。ですから、その賃貸証明書の内容ね、それは常々、町長、担当課長のほうから大内議員のほうにも何回も答弁してるのを聞いています。あくまでも貸すことを約束したんじゃないで、協議を受けていると。俗に言うね、相談を受けているための、あるいは申請を出すための書類だけなんだという回答でしたけれども、やはり林野庁ではそういう将来のリスクを考えて、いろいろ証明書なり、あるいは向こうのほうから申請される申請書もですね、吟味して作成しているようなんですよ。ですから、私が心配しているのは、いずれですね、何らかの形で訴訟とかなんかということに持っていかれると大変なことになるから、今現在ですね、林野庁のほうで出してる文書と、町のほうで出した証明書を比較対照して顧問弁護士に顧問弁護士料ということでお支払いしているものですから、内部でのこうだと思、自分たちの思いだけじゃなくて、そういう法務の専門家にもですね、あらかじめ御相談していただいていたほうがいいのかないかということをお願いしたわけですので。ですから、そういう顧問弁護士などですね、この法務に精通した方々に、その方々が問題ないということであれば、それはそれに越したことはないんで、ただ、そこだけ確認しておいたほうがいいんじゃないですかということなんです、その辺について御回答をお願いをしておきたいと思います。その顧問弁護士の回答がちゃんとあれば、私たちでも大内議員何回も質問してますけれども、そっちは聞いている議員さんも結構いると思いますんで心配はないのかなというふうに思いますんで、そこだけちょっと回答をお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 参考にさせていただきたいということなんです、やはり顧問弁護士ね、年間何十万とお支払いしてるわけですから、何も証明書のやつファクスなりメールで送って相談すればいいわけですから、その辺は今日は無理でも、二、三日中にでもですね、週明けにでもできることなんです、取りかかっていたほうがいいのかないかというふうに思います。

そういうことですね、1から3までについては、この辺で終わらせていただきたい。待ってね、すみません。もう1点だけ。

これも令和4年6月会議での大内議員の、この賃貸契約に関する質疑の中での答弁からですね、ちょっと1点だけ確認させていただきたいのがあったものですから、確認だけさせていただきます。

もしですね、万が一、町のほうでこの風力発電さゴーサインを出して土地を貸すことになったと。貸すよということになったときですね、さきの6月会議での質問の中で、町長の答弁の中でですね、賃貸契約を、実際のですよ、賃貸契約を結ぶということになったときは、当然議会のほうに相談は申し上げたいというふうに思いますというふうに答弁をされております。ですから、計画が進んでいって環境アセスも終わって、終わった時点で実際の賃貸契約を結ぶよとなったとき、議会のほうには報告は申し上げたいというふうに思っています。あくまでも報告は申し上げ、報告じゃない、相談は申し上げたいというふうに答弁をされております。町のほうでですね、有償で土地を貸付け、有償での貸付けについては、議会の議決案件にはなっておりません。風力発電事業に関してはですね、報告ではなく、議会に相談、協議するというふうに捉えていいのかどうか、私のほうからですね、再度確認をさせていただきたいと思います。事後報告ではなくて、実際、契約するからこういう形で貸付けするよということで、事後報告ではなく相談、協議するというふうに捉えていいのかどうか、そこだけ1点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その当初は、特別委員会が設定されるものと思ってませんでしたのでね。今回は、特別委員会が正式につくられたということですので、改めて相談する必要はないかと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 特別委員会が設置されたんで、そこで請願書が採択され、町長のほうに要請すれば、そこでストップだと。例えば、議会のほうでそれを採択しなければ、議会のほうもその風力発電事業についてはゴーサインを出したというふうにみなして、実際の契約のときは、条例に従って相談するというようなこともないと。もうゴーサインだというふうに町長のほうは捉えるというふうでよろしいわけですね。今の町長の答弁をお聞きしてですね、議員皆さんも分かったと思いますので、そういう形で町長のほうは進めるということだそうでございます。

それでは次、（4）再生可能エネルギーの関係の条例について、規則も含めてですね、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それで、4月1日にですね、この条例が施行されました。それで、この条例、既に4月1日に施行しておるわけですから、条例に沿ってですね、町あるいは事業者が行った手続などは既にあるのかどうか、1点。

あと、この条例、規則をつくるに当たってですね、やはり今いろんな町で条例、規則

つくっていますんで、どこの自治体さんのですね、条例、規則を参考にして策定なされたものかどうか、その2点だけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

4月1日から再エネ調和条例のほうを施行させていただいておりますけれども、現時点では申請は1件もございません。ただ、1件問合せがございましたけれども、まだ申請には至っていないというような状況でございます。

それから、再エネ条例制定に当たってはですね、他自治体の先進事例をですね、参考とさせていただきながら、内容を精査して制定させていただいたという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） この条例施行してから、どこも具体的な計画は来てないということですね。ただ、この条例制定の際ですね、どなたかがお聞きしていたというふうに記憶していますけれども、今、計画が進んでいる八森山のこの発電事業も、この条例の対象になるというふうに答弁をされていたというふうに記憶いたしております。

そうしますとですね、やはりこの条例制定する前に、既に八森山の事業は動いてますけれども、この条例に沿って第9条などではですね、届出の義務などもこううたっています。あとそれからですね、事前協議等ということで事業者側ですね、住民説明会などについても、条例の第2項でですね、うたっているというふうになってますけれども、本来、現在進んでいる事業に対してもですね、遡ってそういう届出の提出とかですね、あるいは住民説明会とか、それらについてはどのように考えておられたのかですね、その辺お聞きをしておきたいと思います。やはり条例に沿ってですね、時期は遅れるけれども、やはり届出書類とかなんかを受理して、整理しておかなければですね、後々何かあったときですね、条例を根拠にですね、町のほうで事業者のほうに何も申出ができなくなるとかなんかということも、こいつはあくまでも私心配したもんですから、そういう手続は手続としてですね、踏んでおかないと、これはうまくないのかなというふうに考えますんで、もしなされていないのであればですね、これからこの事業はどのように進んでいくかもしれません。途中でやめるかもしれません。まだ進むかもしれません。そうしたときですね、やはりこの条例に沿って進んでいかなければ、町民の方々からすれば、進んでいけばですよ、進んでいけば、何でこの条例で住民説明会ちゃんとうたっているのに、やっぱ住民説明会もしない、環境アセスでうたっていた改善センターで1回だけしたけども、さっぱり分かんない。あと、そんなことしているうちに準備書出来上がって、そのときね、また意見聞くための説明会やる、俺たち全然分かんないところで事業ばかり進んでるというようなこともですね、なりかねませんので、やはりその辺はですね、やはり執行部のほうでですね、いろいろ協議してやるべきことはやっておくというふうにしたほうがいいのかというふうに考えますけれども、その辺についての御答弁をお願いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

現事業者のほうにはですね、この条例施行した時点で事業対象となるというようなことで、事業者の担当者のほうにはこれ伝えてあるんですけども、現時点ではまだ提出はいただいておりますけれども、こちらとすれば現在、その申請に向けての準備中なのかなということで捉えておりますので、いずれは申請出していただいて住民説明会等もですね、しっかり行って、しっかりその住民の方々と話し合いを持って住民の方々が事業に対してしっかり御理解をいただくよう、そしてまた、住民の方々がお持ちの様々な不安材料をですね、解消できるような、そういった説明をしっかりとお願いしたいというようなことで事業者のほうにはしっかり話しているというような状況でもございます。

あと、現在まだ町長も答弁の中で、答弁しておりますけれども、まだ事業、まだ基数も決まっておりますし、設置場所もまだ現時点では決まっていない。現在、様々な視点からの総合的な調査中ということでございますので、まだ若干その熟度が高まっていないという側面もあるのかなというふうに考えておりますが。

あと、もう一つには、八森山風力発電につきましては、隣の町と隣接する場所でございますので、隣接する自治体にも同条例でございますので、整合性も取りながらですね、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それではですね、引き続き一般質問をさせていただきます。

再生可能エネルギー関係の条例でございますけれども、これについては定例会3月会議でですね、提案されているいろいろ修正動議なども出ましてですね、最終的には原案可決ということになったわけです。そして、この議案審議の際はですね、やはり質問回数の制限もあって、なかなか質問して理解を私として得ることができませんでしたので、改めて質問させていただきますけれども、住民説明会の対象範囲ですけれども、いろんな自治体の今設定されている条例見ますとですね、何か本町と加美町だけがですね、その対象住民の範囲を狭めているというふうに捉えざるを得ないというふうに思います。本

町と加美町の場合はですね、この住民説明会の対象住民等を事業区域が所在する行政区及び周辺の行政区の住民などというふうにしております。そして、あと、町と協議してその範囲内で協議していくというふうなうたいになってますけれども、他の自治体の条例見ますとですね、やはりその方々に加えてですね、自然環境などに一定の影響がある区域の住民などという文言もつけ加えているようです。なぜその文言をつけ加えられなかったのかですね、改めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

こちらは住民説明会時ですね、対象住民等ということでございますけれども、こちらについてはですね、その事業による影響というのは限定的であるだろうということで、その時点ではですね、制定させていただいたというような経緯もございます。が、しかしですね、今後、様々な事業形態ございますけれども、例えばですけども、メガソーラー事業のようにですね、広く住民に対して説明が必要と判断されるような場合にはですね、この対象範囲を弾力的に運用していきたいと考えております。ただし、その申請時にですね、その事業内容等についてですね、精査した上で弾力的な運用ということで考えておりますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） この対象範囲についてはですね、条例じゃなくて規則のほうでうたってるわけですよ。それで規則の第7条を見ますと、事業区域が所在する行政区及びその周辺の行政区の住民等とし、住民等としということは、あくまでもこの設置区域と周辺の住民だと。そして、その中で行政区はですね、事業者と協議して決めるという、この日本語の流れになると。これは私の日本語の解釈ですけども、あくまでもそこだと。ですから、先ほど課長が答弁しましたけれども、事業の規模によって対象範囲を拡大することも可能だということであればですね、やはりこれ規則ですんで、その規則の中にですね、やはりよその自治体でうたっているような、自然環境等に一定の影響がある区域という文言もですね、つけ加えておくのが一番ベストかなというふうに考えます。といいますのはですね、例えば今計画されている八森山ですけども、昨日も1番議員と、あと、9番議員さんでいろいろやり取りやってですけども、今心配されているのは自然災害だと、土砂災害だということになるとですね、やはりこの対象地域周辺だけに限らずですね、やはり本町で言えば堰の倒壊とかなんとかということになると、やはりこの田畑の受益面積というのは相当な面積になりますし、やはり色麻で言えば、色麻土地改良区とかですね、堰を管理する団体もあるわけですよ。ですから、あらかじめ規則のほうにもですね、何もここ一言だけつけ加えておけば、あとは町長なり、事業者との協議の中でいかにでもこう拡大できるわけですから、何もこの一言入れたからといって、町のほうに何も負担かかるわけではないんですよ。説明会するのは事業者なんですよ。何でここさこだわらなくないのかなというふうに、条例のときもですね、もう考えていたもんですから、その辺ちょっと再度お聞きをしておきたいと思います。もし

町で何か負担が変わるのであれば、こういう負担が町さかかるとこの文言は外させてもらったんだということであれば、その内容をお聞きして理解をしていきたいと思いません。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町と協議して定めるですから、町がそう判断すればそれはそのように町のほうからお願いできるということですから、それはいいんじゃないですか。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長、町と協議して定めるということですけども、規則をちゃんと読んでください。規則を見ますと、「対象者はこの事業区域及び周辺行政区の住民等とし」ですよ。ですからここで一旦切れるんですよ。そして、その範囲の中で町と協議して決めるというのがですね、この日本語の条文の解釈じゃないんですか。それが何か町長の答弁聞くと、町と協議するから何ぼでもこう広げられるんだというお考えのようですけども、だって規則を読んでいくと、「とし」というの、ここで一旦切れるんですよ。違うんでしょうかね。その辺の、私は法規の専門家じゃないんで、総務課長なんかは専門家だと思いますけれども、その辺も含めてですね、ちょっと解釈をお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 私のほうからお答えさせていただきます。

第7条で「この周辺の行政区の住民等」としておりますので、この周辺というのをどこまでというふうな形でここでは限定はしていないので、その事業ですね、その事業をですね、その事業や規模によってこの規則、現行規則の中で、その周辺、そのエリアを拡大するというような面も含めてですね、そこで柔軟に対応していきたいというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたが、現在、申請が1件もございませんけれども、これから運用していく中で、その中でもし不具合というかですね、そういうところがあれば、あるいは上位法が規定、改正されているというようなことがあれば、そういうことを踏まえながらですね、精査して必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、担当課長の答弁聞きますと、その「等」という文言が入ってから何ぼでも広げられるんだということになると、例えば今計画されている八森山ですけども、ほんじゃこの周辺区域というのは、この「等」がつけっつから、どこまでなのか。例えば、私の住んでいる新田とか黒沢とか下黒沢、その辺までこう周辺というふうに捉えることができるのかどうかですね。さっきも言ったように、例えば一番心配されてるのは、この河川の堰の崩壊とか、あるいは何ていうかな、水害というかね、浸水とか、それらが心配されているから、1番議員も9番議員もですね、議論してきたんですから。だから、この周辺、「等」がついているから何ぼでもいいんだっていうん

であれば、これは町内全域とかなんとかとすれば、あとは協議して定めるということにすればいいんだと思うんですけども。ですから、これつくったのは、何ぼでもこう狭めたいという思いもあるし、そういうことでこの対象地域と周辺ということで決めたとするんで、ここさ何もその影響、自然環境等に一定の影響が及ぼす地域の一言を規則に加えればそれで済むんですよ。そして、町と事業者が協議して決めるという形にしておけば、何も悩むことないんですけど。ちょっと首かしげだけ。何としてもこいつでいいって言うんあれば、私これ以上言ってもですね、もう水掛け論になると思うんで、その辺、何で規則ちょこっと一言、議会さかけることないんですから、町長の決裁で直るんですから。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうことも含めて、ちょっと検討してしてみます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） はい、じゃあですね、そこら辺は条例じゃなくて、規則の改正ですんで、よろしく願いをしておきたいと思います。

それからですね、また規則になりますけれども、規則別表でですね、抑制を求める区域として自然公園法第20条第1項の特別地域を含めてということで、別表の中ではありますけれども、この自然公園法第20条第1項の特別地域というのはですね、どういう地域を指して、本町ではどこにあるのか、ちょっと御回答をお願いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

この特別地域というのはですね、自然公園法の中に規定されておりますけれども、条文読み上げますけれども、環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について当該公園緑地を維持するため公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定することができるという規定されております。国立公園と申しますと御承知のことと思いますが、三陸復興国立公園、それから国定公園は栗駒国定公園と蔵王国定公園ということになると思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、課長のほうから答弁あったようにですね、宮城県でこの自然公園法第20条第1項に規定されている特別地域っていうのは3か所なんですよね。さっき言ったように三陸復興と、この間問題になった蔵王と、あと栗駒と。色麻町どこも該当しないんですよ。何でその色麻にありもしないどこをですね、規則に盛り込んだのかなど。やっぱこいつはですね、私最初に聞きましたけれども、どこの条例、規則参考にしてつくったんだということを御質問させていただきましたけれども、やはりその自然公園法がある市あるいは町の条例を参考にしたから、そのままうたってしまったというふうに捉えるのが、私へそ曲がりですから、そういうふうに捉えてしまったんですけども。あるいはその条例を参考にした、してつくった条例をさらに参考にしてつくったからですね、こういうふうになってしまったのかなというふうに思わざるを得ないんで

すけれども、多分そうだと思うんですけど、その辺どうなのでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

この抑制区域についてはですね、確かに他自治体先行して制定しているところがありますので、そういったところはもちろん参考とさせていただきます。しかしながら、抑制区域については、大分時間をかけて精査したところでもありました。その際にですね、まず本町に該当する部分、そういったところを主体にですね、抑制区域は定めるところでございます。そのままそっくり他自治体のものをコピーして貼り、そういうことではございませんので、御理解をお願いしたいと思うんですが。ただ、その中に現在該当する地域、そういったことプラスですね、今後、見込まれると申しますかですね、そういったことも若干含みおきをしながらですね、抑制区域を定めたということでございますけれども、自然公園法についてはですね、今後しっかり精査していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） やはりですね、色麻に本来、将来的にですね、色麻のどこかが、船形がですね、国定公園、国立公園があるっていう、その国との協議なりなんなりが進んでいるのであれば、見込みがあるのであれば、うたっていてもやぶさかでないと思えますけれども、今ないですし、そういう動きもない中で、やはりここはですね、やはり別表ですんで、規則の別表ですんで、そして、やはりうたうのであれば、今、船形連邦あれは県立自然公園です。あれもあの自然公園法の中の下のほうでですね、県立自然公園も自然公園法の中にうたわれていますんで、あそこにうたうのであれば、やはり自然公園法第何条に伴う県立自然公園とかなんとかっていう、そういう文言をつけ加えて、色麻に合ったように改正しておくというのがですね、一番いいのかなというふうに思います。これも私の思いですけれども。やはりこれもですね、やはりこのないものをつけ加えているわけです。船形うたわないんだって言われれば削除すればいいわけですから、そこも規則の改正ですから、さっきの規則と併せてですね、やはり色麻の実情に合った規則に改正しておく、今指摘したのは2か所ですけども、その辺やはり検討を熟議していただければと思うんですけども、再度御回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 削除するのは簡単ですけどもね。これはね、だって今のことでしょ、今あなた言っているのはね、議員言っているのはね。これは世代が代わって、例えば、世代が代わってそれは分かりませんよ。ですから、これはここに残ってたからって苦になるわけじゃないでしょう。いや、だと思っんですよ。ここに、規約の中でここに書いたからって、それで何か制約を受けることがあるんですか。（「静粛に」の声あり）将来あるいはそういうことがね、今回がどうなるか分かりませんが、将来もし何かの再生エネルギーとかね、そういうその開発行為が出たときに、あるいはということだって絶対ないということにはなりませんのでね。国立公園になる可能性だってな

いというか分かりませんから、これは世代が違えば分かりませんから。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、世代が代わればどうなるか分かんねと、こいつつけ加えておいたって何か支障になるのかという答弁ありましたけれども、じゃあ、さっき私も、さっきさ戻りますけれども、さっき言った自然環境等に一定の影響がある区域、これ一言加えたって何も支障ないですよ、同じなんですよ。（「そのとおり」の声あり）うん。だからこの、私言ってるほうが正論だと思いますよ。その一言を加えたほうが、かえって色麻町の現状には合ったというような規則になるんじゃないですかね。そいつを将来、何世代後になるか分かんねえ、認定されるか分かんねえ、国立公園、国定公園の文言をここさ入れておくこと自体が。だから、併せて改正しておいたほうがいいんじゃないですかと。私質問しているのに、町長に叱られるとは私も思いませんでした。小学校で結構怒られましたけども、竹むちでたたかれたこともありましたけれども、何かその思いをですね、思い出してしまう、今の町長の答弁で。その辺ですね、それほど規則ですんで、私と町長が議論するね、そんなに青筋立てて議論する問題でもないと思いますんで、執行部の中で今に合った、色麻に合った、よりよい本当にね、自然環境と調和できる再生可能エネルギー、これは調和条例ですから、私と町長の調和条例でつくと一緒だと思うんですよ。思いが一緒。そういうことですね、ぜひですね、その辺検討をしていただければなというふうに思って、まずこの風力発電の関係の質問は終わらせていただきます。

あと、続けてよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」の声あり）

続いてですね、小児医療体制についてということで通告をさせていただいております。小児医療体制の充実についてはですね、第5次長期総合計画の中にですね、具体的な施策ということで盛り込まれておりませんが、やはり町長が常々言っておられます少子化が進む中でのですね、子育て支援対策あるいは少子化対策、今進めている移住・定住対策としてですね、欠かせない施策かなというふうに考えます。長期総合計画の中にですね、医療体制の充実ということで掲げております基本目標があります。高齢化や少子化、疾病構造の変化などにより、多様化、高度化する地域医療ニーズへの確に対応できる医療環境の充実に努めますとありますけれども、町長は本町ですね、小児医療体制のあるべき姿というのをどのように考えてですね、施策としてこれから展開していくのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 福田 弘議員の2つ目の質問にお答えをしたいと思います。

この全体的に小児科のドクターというのは、大変少ないんですね。これはどこでもなんでしょうけれども、小児科のドクターを確保するというのは、実は簡単ではございません。現在、加美病院のほうには勤務していただいて、大変ありがたく思っております。そこで、福田議員のほうに回答を申し上げたように読み上げさせていただきます。

お子様を育てている御家庭では、子供の病気や発育など近隣で身近に相談、受診でき

る医療機関があることは、町としても非常に重要なことと考えております。特に小さなお子さんは抵抗力が弱く、発熱や便秘、下痢など子供の体調の変化に親御さんが日々対応されながら家庭で子育てをされておられると思います。そのような中、身近に子供の相談ができる小児科のホームドクターがいるということは、子育て中の親御さんが安心して暮らせる環境として重要と思っております。

郡内には議員の皆さんも御承知かと思っておりますけれども、平成25年4月まで小児科がなく、お子さんが体調を崩されたときには郡外まで受診のために通わなければならない状況でありました。現在、郡内で小児科を開院している医療機関は、公立加美病院と、ありまファミリークリニックの2つの医院があります。公立加美病院は平成25年5月に、ありまファミリークリニックは令和4年4月より開院をしております。両院とも大崎市民病院とのつながりが深く、より詳しい検査や治療が必要な場合は紹介ができる状況となっており、小児の初期医療の支えとなっております。また、両院には町の乳幼児健診の診察医としても御協力をいただいております、乳幼児の健全な発育発達への支援、疾病の早期発見の重要な役割も担っていただいております。

昨年度、乳幼児健診から専門医療機関へつなげられた件数は3件となっており、専門医療機関と地元の小児医療機関との連携が取れる望ましい姿が現段階では維持されていると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症小児ワクチンの接種に当たっても、大崎市民病院、郡医師会との連携のもと接種が進められており、小児医療体制については十分な体制が取られているという状況と捉えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長からですね、回答がありました。ごもっともな回答だというふうに思います。郡内にはですね、今、町長が答弁されたようにですね、小児科2か所でございます。そうした中でですね、本町の小児医療の拠点はですね、やはり何といても加美町にもありますけれども、公立加美病院の小児科であるのかなというふうに考えます。これは町民誰もがですね、そのように認めているのかなというふうに思います。先ほど町長が答弁されたようにですね、公立加美病院の小児科は平成25年5月1日に開設されましたけれども、開設前は近隣市町の小児科まで、やはり親御さんがですね、夜でも足を運ばざるを得ない、子育て世代の方々の大きな負担となっていたと思います。小児科開設後は一般診療にとどまらずですね、予防接種、乳児健診、1歳6か月児あるいは3か月健診、さらにはですね、学校医として定期健診にも取り組んでいただいております。ちなみにですね、公立加美病院令和2年度の一般診療、加美病院のほうにお聞きしました。小児科なんですね、一般診療と予防接種合わせてですね、町内外のお子さん延べ4,926人が利用していると。1日平均20人のですね、お子さんが熱を出した、あと下痢をした、あといろんな症状、予防接種も含めてですね、年間延べ4,926人、約5,000人ですね、そういう方々が利用していると。このようにですね、

小児医療の最前線で貢献されている公立加美病院の小児科について、町内の子供さんの健康と安全を守る、預かる町長としてですね、どのように考えているものかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭に回答申し上げたとおり、この小児科の医師を確保するというのは大変厳しいんです、実はね。今は加美病院のほうに勤務していただいている先生がおりますので、これからも任期は切れる時期があるんですけども、どういうふうな契約が可能か、それをいろいろ願います、しなくちゃならないということもありますので、小児科は何としても毎日というわけにいかないかもしれませんが、置きたいなというふうには思っております。

実はですね、今この問題になっているのは、小児科とは関係なく、小児科も関係あるんではあるんですけどね。昨日も今野議員のときに、いわゆる働き方改革ということちょっと出たんですけどもね、学校関係も、それからドクターもなんですよ。それで、いずれ皆さんにも正式にお知らせしなくちゃならないときはあろうかと思っておりますけれども、夜間診療ができなくなる可能性があるんですね。（「町長」の声あり）はい。小児科も関係ありますから。小児科も関係ありますから。（「はい」の声あり）そういうことで、小児科関係もどちらかと言えば、子供たちっていうのは夜具合が悪くなるっていうケースが多いんですよ。そんなことちょっと不安に今のところ思っておるという現状であります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今、町長のほうからですね、小児科を含めた内科、外科、いろんな診療科ありますけれども、医師の確保にもう苦勞なさっていると。これは一組の問題ですけれども、そういう現状のお話がありました。それは重々私も承知をしております。

そうした中でですね、議会のほうでは議会広報を年4回発行しております。その中でですね、平成23年3月15日の第35号から平成30年2月1日発行の63号までの間、26回ニューボイスというテーマでですね、他市町村から、他の市町村から転入なさって来られた方々の方々の声、子育て世代の方々の声を掲載を、連載で26回掲載をさせていただきました。振り返って読んでみましたらですね、公立加美病院に小児科が開設される前はですね、その意見の中に小児科がない不便さ、あと、公立加美病院へのですね、小児科開設を希望する声ですね、開設前3回寄せられております。また、公立加美病院のほうにですね、小児科が開設された後ですけども、これはですね、後はそういう声が4回寄せられております。この4回というのはですね、やはり公立加美病院に小児科があることはえらく助かるよと。あるいは安心だという声ですね、開設後は4回、合わせて26回のうち7回、この小児科の医療体制について親御さんの意見が述べられております。そのほかにはですね、やはり色麻に来て、子供の医療費が軽減されていると。あと、保育体制が整っているとか、そういう子育てに対するお褒めの言葉、あと、ちょっとした

要望などもありましたけれども、この子供の医療、小児医療について26回のうち7回があったものですから、やはり町内にとってですね、小児医療体制の充実というのは、大変重要な町としての施策だなというふうに考えられるわけなんですよね。そうした中で、先ほど町長が答弁されたようにですね、小児科、特に小児科の医師不足あるいは公立加美病院でも不採算部門だというふうに言われておりますけれども、やはり加美郡保健医療福祉行政事務組合を構成する町の町長、そしてまた管理者でもありますんで、やはりやっところさ小児科開設したわけです。多分、町長が議員のときもですね、やはり小児科の要望というのはやはり地域を歩いて聞いたと思いますし、町長になってからも加美病院に小児科があるという喜びの声っていうのは耳に入っていると思いますんで、やはり公立加美病院小児科のですね、せっかくともった明かりをともしずにはですね、いろんな施策を講じていただきたいと。または公立加美病院のほうの議会なり、あるいは先生方とですね、いろいろ連携を取って、あるいはこの近場のですね、医療機関あるいは人脈を使ってですね、その確保にですね、邁進していただければなという考えですけども、町長のですね、その辺の公立加美病院の小児科に対する思いをですね、再度お聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小児科の大事なところは十分承知をしておりますので、これからも何とか小児科の先生をここにいてもらえるようお願いをしながら、小児科を続けたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今日の一般質問でですね、町長といろいろこう青筋を立てながら質疑を交わさせていただきましたけれども、町長も私もですね、やはりこう安心して住める色麻という思いは同じでございます。ただ、その思いは同じでもですね、やはりちよとしたその条例あるいは規則のですね、一言でですね、こういう状況になってしまったわけですけども、町長のお許しを得たいと思います。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、12番福田 弘議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言を

お願いいたします。8番工藤昭憲議員。

- 8番（工藤昭憲君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。また、ちょっと体調が不良なものですから、座って発言することに許可をいただきましたので、座ったままさせていただきます。よろしくお願いいたします。

認定こども園の設計変更についてということで出しております。本来であれば、このことは6月議会で一般質問に及ぶべきだったというふうに思っております。しかし、6月の28日に全員協議会という形で説明を受け、7月13日にこの案件が議会にかけられました。7月13日は一般質問ができない、そういう臨時会的な議会であったのでできませんでした。その中で、全員協議会の説明の中では社会福祉法人みらいさんという法人より企画提案内容の変更について、6月の25日付で依頼があり、同意したと説明を受けました。その説明された中で、まず、いつ協議し、同意することにしたのはいつで、何日に通知をしたのか。また、誰と協議をなさったのか。そして、議会に3か月も通知をしなかったのはなぜなのか、まず、このことについてお尋ねをしたいと思います。

- 議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 8番の工藤昭憲議員にお答えしたいと思います。

まず、みらいさんにこの認定こども園、本町として公募して応募していただいたということについて、まず感謝を申し上げたいなというふうに思います。その中で、今質問がございましたので、答弁させていただきます。

この企画提案内容の変更ということでございますけれども、3月25日付でこちらには3月29日着でありましたけれども、3月20日に町長室にて協議をし、同日に体育館への避難も想定した災害時のマニュアルの作成や、開園後の避難訓練を実施することの同意条件を付して変更の同意の通知をいたしました。

議会の説明につきましてですが、4月に整備計画書を提出し、6月上旬に内定があるとのことでしたので、国の交付金の内定額が確定を待って説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

すみません。今の答弁の中で日付、町長室にて協議をした日、大変申し訳ございません。3月30日でございますので、訂正させていただきます。

- 議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

- 8番（工藤昭憲君） 質問要旨にはちょっと書くのを、提出するのをちょっと忘れてしまったのですが、まず、どなたと協議をしたかということも今、突然でありますけれどもお尋ねしたのですが、そのことも答弁願いたいと思います。

- 議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

- 子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

3月30日の打合せでございますが、町長室にて町長、それから副町長、そして私の3人で協議をさせていただきました。

- 議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、子育て支援室長の話ですと、町長と副町長と3人でということでありましたけれども、3月の25日に変更の依頼があって、3月の30日にそのことについて協議をしたと。そうして同日付で了解をして、その通知を出したということでありますけれども、本来であれば、ここにこの法人のみらいさんの誰かを呼んでいただいて、なぜそういう変更に至ったかということなどをなぜ聞かなかったのか。ただ書面だけ、または電話等の連絡だけでそれを判断するっていうのは、ちょっと私には理解しかねるんですけれども、どういう理由があってその3人だけ、町長、副町長、支援室長の3人だけでそれを決めたのか。本来であれば、やはり当事者である方を交えて、これを協議すべきだったのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

法人をなぜ入れなかったのかということをございますけれども、法人とはもちろん電話等々でのやり取りのほうはさせていただきました。この交付金申請につきましては、4月の1日までが提出期限ということでもありましたので、そういったところの期限もございましたので電話等々でのやり取り、そして3人での協議というふうにさせていただきましたところではあります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ちょっと腑に落ちないんですけれども、3月の25日にもうそういう依頼があったわけでしょう。そして30日ということは5日間、間があったわけだ。こんな重要なことを国のほうに、何だ、ここに書いてあったな、答弁書にね。整備計画書を提出するのは4月1日だったっていうことの答弁ですけれども、もっと早めにやって何も問題なかったんじゃないんですか。こういう重要なことをね、依頼者って言えばいいのか、その担当者、その担当するみらい、福祉法人の方の代表者は1人も呼ばないで、3人だけでこういうものを協議して決めるということ自体が摩訶不思議なんですよ。まあ、過ぎたことですので何とも言えないんですけれども、今さら。やはりこういうものはねえ、もうちょっと慎重に判断すべきことであって、その書面とか電話でのやり取りとかっていう話では済む問題じゃないんじゃないんですかね。今後気をつけてくださいとしか言いようないんですけれども。そういう中でこの議会にはなぜ3か月も報告がなかったのかっていうことで、それもお尋ねしてるわけですけれども、そしたら国の交付金の内定額が確定してから説明するっていう考えだったっていう答弁なんですけれども、国からの交付金の内定額決定しないと議会に報告できないんですか。3か月も放置している理由が交付金の内定が確定してからっていう理由がちょっと分かんないんですけれども。こういうのを議会軽視っていうんじゃないんですか。前も整備計画書を提出して、その交付額が内定しなければ議会に報告できないなんていう話ないでしょう。こんな重要なことを、もっともっと早く議会に報告すべきだったんじゃないんですか。そうすれば冒頭に言ったように、6月議会でも質問できたんです、これは。もしかしたら3か月進んでるもんですから、今さら間に合わないかもしれないような一般質問かも

しれない。一般質問なんかどうでもいいから計画どおり、その分認定、社会福祉法人みらいさんよりその企画内容提案変更あった時点で、もう見切り発車しているような状況にしか取れないんですよ。内定額が確定してからってというのは方便じゃないですか、言い方悪いですけども。何かほかにあったんですか。本当にこのとおり返答書にある内容だということなんですか。そのとおり返取っていいんですか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって、認定こども園関係につきましては、今まで基本計画だったり、整備方針、そして認定こども園の整備のですね、概要について議会のほうへ説明をしてまいりました。今回、整備に係る交付金につきましては、議員も御存じのとおり、3つの交付金、認定こども園の施設整備交付金、それから保育所等整備交付金、そしてこども・子育て支援整備交付金のこの3つの交付金のほうを活用しております。そのためですね、案分の仕方とかですね、そういったところも本町が出した計画書で大丈夫かどうかというのが本当に不安なところもございました。もちろん、交付金のほう申請を、計画書を出してから県とのやり取り、国とのやり取り等々でもございましたので、そういったところからですね、6月の月上旬の交付金の内示をいただいて、そして国の交付金の内定額が確定してからの説明というふうにさせていただいたところがございます。御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今までも議会に対して全員協議会という形で、いろんな協議をしてきた中で記憶ないんですよ。3か月も計画変更の申請があつてから、3か月も放っておいて報告があつたっていうのは。今、6月上旬という話でしたけれども、国からの交付金の内定いつなんですか、6月の。決定したのは。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

3つの交付金ともにですね、6月10日付で交付決定のほうをされ、内示のほうですね、来ております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうすると18日も、これでも18日のままあつたわけですね。何かこの意図するものがあつたのかなというふうに勘ぐるんですよ。不思議でしょうがない。依頼があつてから、変更依頼があつて3か月後過ぎる。聞いてみれば交付金は6月の10日付で内定したと。そうしたら、これこそ直ちに報告、議会に対して報告できたんじゃないんでしょうかね。何か不思議なんですよ。こういうものが、しなかったのが。これも今後、こういうことのないようにね。やはり報告すべきは速やかに報告する。必要のないものはしないんでしょう。必要があるからしてるわけでしょ、事前に協議という形で。だったら、非常に重要な案件ですので、こういうものは速やかに議会に報告すべきではなかったのかなと。冒頭に言ったように、こういうものを議会軽視っていう

んだと思いますよ。もうちょっと緊張感を持ってやはり議会との話をしてほしいなというふうに思っております。このことはこれ以上言ってもしょうがないのでやめますけれども。ただ、今回のこの認定こども園の契約形態、プロポーザルということで行ったということでもありますけれども、普通にこういう事業をするとき、発注の方法っていうのは3つあるんだそうですね。町長、副町長はじめ職員は十二分に知っていると思うんですけども、1つには競争入札、2つ目にはプロポーザルということで、企画競争入札ということであるんだそうですね。3つ目が総合評価方式ということで、この3つの方法でやるんだそうですねけれども、このプロポーザルっていうのは、いわゆる企画競争入札ということで今回募集したわけですから、そうした場合、前にも7月の13日の議会でどなたかが言っていたように、この内容、それが企画内容っていうのはすばらしくて、町長または町の考え、方針等に合致したから、このみらいさんという法人を選んだ、認定したというふうに説明があり、また、そのように私も認識しているんですけども、果たしてこの企画内容が変更になったことによって、町長の言っている、これは7月の13日にも言いましたけれども、質の高い、安全で安心な幼児教育環境というのは整うんでしょうかね。町の設置方針、運営方針、それに合致したからこのみらいさんというところに決めたわけでしょう。それが今の答弁を聞いていれば、この変更を承認するのに業者も呼ばない、みらいさんという業者っていう言い方が正しいかどうか分かりませんが、そこのどなたも来てないで、文書なりなにかで決めるっていうのは本来おかしい話ですよ。全く理解できない、これも。

その中で6月28日の全員協議会の説明で、ちょっと読ませていただきますけれども、県との協議の中で2階建て保育をする可能性があるのであれば、耐火構造にする必要があることや、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により世界的に建築資材や設備等が高騰している状況、それらの影響から提案した施設整備計画をそのまま実施することとなりますと、事業者においても大幅な資金計画の見直しが必要というふうになることを踏まえまして、今回の2階建てから平屋建てへの変更をやむを得ないというふうに判断したという説明でした。だったらなおさら、この担当する方、社長か事務長か副園長か園長か知りませんが、そういう方に来てもらって説明を本来は受けるべきだったのではないのかなというふうに。さっきも言ったように、これ以上言ってもしょうがないんですけどもね。ただ、その中で行ったり来たりしてすみませんが、町長と副町長、そして室長とどういうやり取りをして、この全員協議会なり、また、7月の13日の答弁内容に至ったのか、その辺のちょっと経緯を教えてくださいたいんですが。3人で協議した内容。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

3人で協議をした経緯でございますけれども、3月25日付けで法人のほうから依頼がありまして、3月29日に本町のほうに郵送のほうは届いております。その前の段階でもですね、法人のほうとのやり取りのほうは電話等々ではさせていただいたところでござ

います。そういったところから、今回、同意依頼がございましたけれども、2つの同意依頼、施設整備計画の変更と、定員の設定の変更ということで、2つの同意依頼がございましたので、そちらをですね、法人からのお話と併せて法人からの文書、依頼、同意文書ですね、それらを見た上で3人で協議をさせていただいたというふうになります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そのときに全員協議会なり、7月議会で答弁したような内容の話を3人でして、結局、それではやむを得ないだろうという話に至ったというふうに理解しておけばいいということですね。納得はいかないんですけども。ただ、その中でね、覚書との整合性という話も出ました。ただそのときには、まだ耐火構造がどうだとか、こうだとかというそういうことまでは示していなかったんだよという話だったように記憶してますけれども、本来この2階建てというのは万が一のことを考えた場合、垂直避難をするために2階、一部2階構造にするんだという説明を受けたように記憶しているんですけども、それで間違いなかったかどうか。間違っていれば間違ってますのでいいですから教えていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

水害の避難場所っていうところでございますけれども、今回の計画では1階の3歳児、4歳児、5歳児、その3つのゾーン、3部屋をですね、1.5メートル床を上げるっていうような構造がまず1つ1階はございました。それから、2階につきましては。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。今の答弁、切れるごとに答弁してください。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 室長、私のうろ覚えでは失礼なので、この2階、一部2階建てにするのは万が一のことを考えて、いわゆる水害ですね。洪水、水害遭った場合、緊急性を要するので、その一部2階建てにして垂直避難をするために2階建てに、一部2階建てにするんだというふうに私、本員記憶してるんですけども、それで間違いがなかったかどうかというのを確認したんです、今。どっかでそういう説明を聞いたように覚えてるもんですから。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、2階にはそういった避難もできる、垂直避難もできるというような場所の確保ということで提案をいただいております。

○議長（中山 哲君） 室長、ほんでいいだか悪いんだかということなの。ただそれだけなの。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 大変申し訳ございません。

2階につきましては、垂直避難もできる場所というふうになります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 本員がお尋ねしているのは、万が一のときに垂直避難をできる建

物構造にしたいということで、一部2階建てにしますというふうに記憶しているんですけども、この私の記憶が正しかったかどうかを確認しているんですけども。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 最初の提案はそのとおりでした。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうするとですね、この建築基準法、この中で耐火建築物等としなければならない特殊建物というのがあるんですよ。建築基準法の27条に。その条文は、次の各号のいずれかに該当する特殊建物はその主要構造部を当該特殊建築物に存するものの全てが当該特殊建築物から地上までに避難を終了するまでの間、通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために、主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとあるんです。その国土交通大臣が定めた構造というのは、構造方法というのはね、建築基準法の第115条の3の別表第1というふうに記されておまして、その中で耐火建築物としなければならない建物ということで、第1項1号建物というのがあるんだそうです。これが建築基準法施行例の第115条の第3の第1号ということで、その中に児童福祉施設等幼保連携型認定こども園を含むということで明記されています。その中で、次の全てに該当する建物については1号建築物から除外されますということで載ってます。それが延べ面積が200メートル未満、それから3階以下ということで、ほかにもありますけれども、要するに200平米未満、今回当初の計画は395.99平米、約396平米になりますので、この200平米未満ということでこの1号建物にこれは該当しない、耐火構造にしなきゃいけないんですね、この法律からいくと。ところが、2号建築物ってのあります。この2号建築物については、施行令の第115条の3の第1項、これも同じ福祉施設等で幼保連携型認定こども園含むとなってますけれども、これは2階部分の面積がね、300平米以上なんですよ。つまり、2号建築物に当たるものは300平米未満。300平米未満にすれば耐火構造にしなくて済むんです。だから、大変申し訳ありませんが、室長、この300平米未満であれば、耐火構造にしなくてもよいという認識を持っておりましたか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

その建築基準法につきましては、今議員おっしゃられたところにつきましては、私自身勉強不足なところもありまして、把握はしておりません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 室長を責めてもしようがありませんけれども、私はもういつでも言ってるんですけども、自分のところで担当するものについては、上位法なり、条例なり、いろんな法がありますけれども、そのくらいは勉強すべきじゃないですかって私議員になった当初から言ってるんですけども。要するに、子供たちの安全を守るために一部2階にして、万が一のときに垂直避難を可能にするために一部2階にしますという当初の計画だった。しかし、県のほうから指摘されたことは、保育室に使うとことが

あれば、耐火構造にしなければなりませんよという、そういう説明というか、指導だったというふうに全員協議会の中なり、7月13の議会ではそういう答弁をしている。でも、建築基準法施行例第115条の3第1号では、300平米以下であれば耐火構造にしなくて済みますよというふうにちゃんと載っているんですよ。なぜそこまで勉強して、こういうものを子供の安全を守ろうとするその垂直避難の建物を、なぜ減築することに同意するんですか。そこまで調べて、だったらば356平米近い建物を300平米以下にすれば、どこどこを削って設計し直せば子供たちの安全が守れる、耐火構造にしないで済む、一部2階建てに、なぜそういうふうに造れるように、造り変えられるような発想を持たなかったのか。それを知らないからなんですよ。不勉強なんてもんじゃないですよ、悪いですけども。こういう、ちょっと事案は違いますけれども、去年の7月にも市、福岡県かな、幼児があの子供5歳だったと思いますね、5歳の子供が通園バスに取り残されて亡くなってしまった。今回も8月5日ですか、テレビ、新聞が結構報道してます、今でもしてますね。3歳の子供が取り残されて亡くなってしまっている。考えられないでしょう。おはようと言って誰それちゃん、誰それちゃんって言って、車に送迎するそのバスに、通園バスに乗せた子供が誰も知らない間に死んでる。あり得ないことなの、こんなこと。誰が考えてもあり得ない。しかし、そういうあり得ない、まさかが今起きてるんです、世の中には。だから、万が一のことを考えたときには、垂直避難をできる建物にしたらどうですかということなんですよ。今からでは間に合わないんですか。間に合わないの。質問してる意味がないだね、そうすると。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは民設ですのでね。やっぱり確かに当初の提案のときは、2階建てということもございました。そのとおりでした。ただ、いろいろ状況によって大分この資材関係が相当上がっているということでもあって、そして、そういういろいろ資金繰りの関係もあるんですね。そういうことで、避難関係については、しっかりしたマニュアルを出してもらおうという条件を町としては付して、そして、今言ったように2階建てを床を上げて、2階建てではないから結局、耐火構造でなくたっていいことになるんですが、そういうふうにしてその法定の坪数だけはきちんと確保すると、こういうことで承諾をしたということです。もう既に実施設計に入ってますので、今からではもうどうにもならないんですけれども、そこまで進めているということです。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今さら遅きに失したという感もありますけれども、だから6月議会前に本来であれば、これは報告すべきだったことだと思います。それを、私の勘ぐりですけどもね、何かそれを避けるためにやったような気もしないでもないです。ただ町長ね、費用と安全というのは別物だと思いますよ。金かかるから安全をなおざりにして、それでいいんですか。だって万が一のことあったとき、町は知りませんっていうわけにいかないんだよ。町が一番の責任を負うんだよ、何言ったって。そのときには遅いんだよ、そのときには。町長は何かあったときには、絶対ということはないということ

を常々言ってる。だからそのまさかの、絶対あり得ないかもしれないことが起きている今、それに対応、対処するのが町の責務、責任じゃないんですか。だったら多少設計変更して金がかかっても、子供の安全を一番に優先するのが町の町長の責務じゃないんでしょうかね。はい、どうぞ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは当然ですね。ですから、今回の変更にあっては、その安全性ということを確保、確認をしてのことなんです。別にそれをなおざりにしたとかというんじゃないんです。今まで2階、確かに下上げますから2階建てではないけれども、床は上がるんですよ。けども、安全ということで、3歳、4歳、5歳は体育館、あるいは1歳、2歳は今言ったところというふうにして、それは安全性についてはね、これはやっぱりね、なおざりにしているわけではないんです。それは何が、それで絶対かと言われても、やっぱり絶対って言われると、そこに困りますけれども、安全についてはしっかりとそういうことで指示をしながら指導をしたと、こういうふうに捉えてほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 安全については指導したって言うけども、協議したときいなかったんでしょ。その後、来ていただいてそういう話をしたというふうに理解すればいいんですか。町長の今の答弁ですとね、一部を1,500メートル上げるんだというは当初からの計画でしょう。そして、この計画を見る限り、当初の計画も、今回の計画も、約56平米だ。所要人数23人になっている。そこに何かあったときはもっとそこに入れるのかどうか知りませんが、またその安全ということについては、水害時のマニュアル作成、開園後の避難訓練実施することで同意したというふうに言ってますよね。でも、変更したとかしないとかの話じゃなくて、当然のことですよ、こんなことは。やるのは。だったらその体育館への避難も想定した水害時のマニュアルの作成や開園後の避難訓練を実施することの、そういう案は確認したんですか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えいたします。

水害時のマニュアル、それから開園後の避難訓練の計画でございますが、これから法人と協議をして、もちろん教育内容等々もありますので、そういったところでこれからマニュアルの作成、訓練実施の計画などの法人のほうでもつくってまいりますので、そちらを確認しながら安全を、対策を確認をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 卵が先か鶏が先か分かりませんがね。当初の計画から何か町長の答弁ですと軽微だという、変更は軽微だという変更だったという言い方をしたんですけれども、そうじゃなくて、やはりこういうものを変更を許可するというのであれば、やはりその水害時のマニュアル、または開園後の避難訓練等をまず確認してから、

そういう許可も出すべきではなかったのかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように思っていますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 室長が言ったとおり、これからそういう協議入ったって別に問題はないだろうというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 問題ないっていうのであれば、それはそれでいいんですけども、ただこの答弁、回答書には、体育館への避難も想定しているというふうになってます。そうした場合、あそこ清水の元清水小学校の体育館、あそこは町の指定避難所になりますよね、たしか。なってませんでしたか。確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） なってなくても、この体育館に避難するというふうに答弁してまますけれども、回答してまますけれども、あそこには何人ぐらい収容できるんですか。そしてまた、緊急時に避難訓練という形で、避難という形でなるんですけども、そうした場合、先生がたしか54人で、子供が全員ではなくても、マスクしてるとページめくるのに大変でね。児童数が最高で244人ですよ。244人。子供の数。推計児童数、推計。定員が219人で、先生が54人だったかな、たしか。だったと思いますけれども、この中の219人なりが全員ではないとしても本当に、いや、通常の、通常だったら今日は休みにするとか、午前中ちょっと雨が強くなったので早めにとということも考えられるんですけども、どなたかが言ってたように、今ゲリラ豪雨とかなんとかって言って、本当に短時間であつという間に増水する状態がね。前は50年に1度、100年に1度って言われたのが、毎月毎年どこかで起こってる。それが色麻に来ないとは限らない。色麻で起こらないとは限らない。だからそういうことを想定して、安全というものを最優先にして、それに備えられ得る、考えうるものをやるのが町の仕事だと思ってんですよ。だからそういうことを踏まえたときに、何人ぐらい体育館に移動する、万が一の場合ですよ、万が一の場合、どのぐらいの人が体育館に避難するのか、そうしたときに体育館の収容人数というのはどのくらいなのか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

今の幼稚園の体育館のほうに何人避難できるかっていうことでございますが、ちょっと総人数の計算っていうか、のほうは確認はしておりません。計算のほうはしていないというような状況になりますけれども、今回、認定こども園で定員のほう219名、さらに先生方も含めましても、体育館のほうへは避難が全員可能かなというふうには考えております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 体育館の収容人数が分からないで、可能かなという話がおかしい。体育館を避難所にするという考えがあるのであれば、体育館に何人ぐらい収容するぐら

いは事前に調査してるのは当たり前でしょう。それが分かんないっていう話はあきれ返るよ、正直言って。万が一、万が一のことですよ、万が一その体育館に1,500メートル上がったところに避難した人でいっぱい、それ以外に何人ぐらい体育館に移動させるつもりか知りませんが、万が一体育館に収容人数がいっぱいで、当然1人1坪とか2坪いるわけじゃないので、ちゃんとこう順番に避難させればそれは入ると思います。ただ、収容できる人数が分からなくて体育館に避難させますなんて話ありますか。収容人数は何人で、大体想定してみればこのぐらいの方が避難すると思いますので、十二分に大丈夫ですという話だったら分かるよ。収容人数も分からないで大丈夫だと思いますなんて話ないと思いますけれどもね。分かりましたか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今ですね、防災計画上は色麻幼稚園、幼稚園校舎ですね、幼稚園の旧清水小学校の校舎が指定避難場所、指定避難所ですね、指定避難所になってますが、講堂については、なっていないということで、推定される、例えば色麻小体育館なんかは指定避難所、指定避難場所ということになってるんですけども、避難所としては500人ぐらい収容できるので、同じくらい収容できるんじゃないかというふうに考えられます。

○議長（中山 哲君） 工藤議員。

○8番（工藤昭憲君） 担当の室長には、やはりその体育館、旧清水小学校の体育館を使うのであれば、やっぱり収容人数ぐらいいはぜひ確認をして議会に及ぶ、臨んでほしいと思います。500人ぐらい収容できるというのであれば、一時的に収容人数というふうに理解すればいいですね。避難所としての収容人数ではなくてね。その中で500人ぐらい、とにかく収容できるというのであれば、体育館を使っても万が一の場合は、その時間的な戦いもありますけれども、収容することは可能だというふうに理解はしました。

それでは、次の②、2階建てを減築して平屋に変更することを、②でない、③だね。ごめんなさい。遊戯室を270平米から120平米に縮小した理由。これについては、答弁書によりますと、回答書だね、回答書によりますと、世界的な建築資材の高騰による建築面積の縮小、2階建てから平屋建てへの変更に伴い、間取り等を再検討した結果、縮小というふうにありますけれども、町が目指すこの認定こども園の基本理念ということであるんですけども、そうした場合、遊戯室を270から120に縮小して、計算的には55.5%、約56%の面積が縮小しているのかと、町が目指す認定こども園の基本理念ということはあるんですけども、果たして一貫した教育、保育、園児の発達や学びの連続性を考慮するっていう、この理念があるんですけども、そのための建物であって、施設であって、また、その中にこの遊戯室等も入っているんだというふうに認識しているんですけどもね。果たしてこれで本当に園児の発達、学びの連続性というのは可能なんじゃないかな、室長。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

遊戯室小さくなってということでございますけれども、法人のほうとは話を小さくなって大丈夫かっていう全体的な計画、大丈夫かっていうことで確認のほうはしておりますが、特に全体計画には影響はないというお話はいただいております。町としては、体育館も含めたことで利用して活動していくということで、法人のほうからも話もありましたので、そういったところで活動、遊戯室、それから体育館、それから外活動、それから保育室等々を活用しての教育保育っていうことで問題はないというふうには考えてございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうすると、この遊戯室を縮小しても元清水小学校の体育館も活用しながら、その遊戯室の代替施設として利用していくという考えになったということですか。なるほどね。そうした場合、これもそうするとそうなのかなと思うんですけども、運営に関する事項の中で、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則ってのがありますよね。分かってますよね。室長。もう一度言いますか。就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則というのがあります。それは設置運営に関する事項ということで、その説明あったときの資料にも載ってるんです。その中で、5つの事業をなさいというふうになってる。分かりましたか、思い出しましたか。この地域支援事業というのもあって、地域の子供及びその保護者が相互交流を行う場所を開設するというふうになってます。それはどこに開設するんですか。清水の認定こども園の。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

地域子育て支援事業をやる場所ということでございますが、図面で表記してる子育て支援室という表記になっていると思います。そちらが事業を展開する場所というふうになります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうすると、この地域の子供及びその保護者が相互に交流する場所として子育て支援室ということですが、そのときどのぐらいの人数で行う予定なんですか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

最終的な利用の人数につきましては、法人と最終的な打合せにはなりますが、10名前後かというふうには考えてございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 何か必要があるときに年齢的などころで呼ぶのか、それとも全体会開かなくてはならない、何かそういうことも想定したときに、そういうことはないということですね。じゃあ、もう部分的にこういう保護者なり、また子供たちなり、そういう交流の場所を行うときには、多くの人間でなくて、10名程度でやるんだと。それが

この子育て支援室、面積が49平米だね、約ね。前は63平米あったところなんですけどね。全体で63だね、そっから事務室と授乳室取ると40か。

○議長（中山 哲君） 工藤議員、マイクを。

○8番（工藤昭憲君） 分かりました。その地域の子供及び保護者が相互の交流を行う場所というのは子育て支援室で、今現在の面積が40、離れるからね、はい、ごめんなさい。49平米のところで作るんだということで人数は10名前後なので、この施設で十分だろうという考えのようなんですけれども、このことについては分かりました。ただ、冒頭に言ったようにですね、町長の答弁ですと今さら何だというみたいな話なんですけれども、でも、どのように考えてもね、質の高い安全安心で、私から考えればですよ、質の高い安全で安心な幼児教育を、環境が整うような、本当に施設になるのかなという思いがあります。これだけ大幅な変更をしてしまうとね。そして何度も言うように、子供の安全、普通のさっき言ったように通常の状態であれば、時間的にも余裕ありますので、何も問題はないと思います。確かに。でも、やっぱり突発的なことが起きたときに、果たして対応ができるかというのが非常に疑問なんですよ。ところが、垂直避難であれば一番簡単なんです。自分で歩くこともできない、自分で身を守ることもできない、逃げることもできない子供たちがここに219人集まるわけでしょう。4歳、5歳ぐらいになればね、ある程度は分かりますので、でも二、三歳ぐらいだったら、この前石川県ですか、どこだ、富山県かな、2つだか3つの子供が川に流されたというのも、事件もありましたよね。怖いというの知らないし、身の安全自分で守りも知らないんですよ、ああいう子供っていうのは。だから、万が一のことがあったらばっていう心配があるんです。その心配がもちろんあってほしくないし、でも、それに備えるのが町の、町長の責務だというふうに思ってるんですよ。だから、もう実施計画入ってるから今さらだっていうみたいな答弁なんですけれども、でも言うとおかないと駄目だと思いますから、あえて質問をさせていただきませうけれども、私から言えば、どうしても質の高い安全で安心な教育環境を整える施設とは思えないですけれども、関係者の皆さん、ぜひ皆さんで協力して、そういういいものにつくり上げていってもらわなければならないので、そのことについてそのように期待をして、このことについては終わりたいと思います。

次に風力発電に移りますけれども、ちょっと資料を出すので少し時間をください。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 2問目の風力発電について質問をさせていただきます。

今、再生可能エネルギー、その必要性、世界的な流れになっていると思います。日本もまた、その流れは同じようです。しかし、それが色麻に来るとはまさか夢にも思っていなかったんですけれども、6月議会の質問に1番議員が質問しているわけなんですけれども、そのときの答弁の中に、国が定めた指針に従い、事業を進めるべきと担当課長が答弁をしました。しかし、昨日の3人ほど質問した中のやり取り、質問、答弁を聞いておりますと、何かこんがらがって分からなくなっていました。正直言って。担当課長はそのとおりに進めるべきだというふうに言ってる。国の指針、環境省の指針に従い。し

かし、町長は町民の判断を、意向を尊重して決めたい、町民の意向を聞いて決めたいというふうにどっかで言ってたという話も聞いています。それが今回、議会の特別委員会設置したことによって、それによって判断するというふうに言ってますけれども、何か怒られるかもしれませんが、優柔不断だ。町長は町のトップでしょう。事業を決める最高責任者だ。時には議会に相談もしないで、3か月もぶん投げて事業計画進めておいて、今度、3人の議員の皆さんに一般質問を受ければ、議会の意向を、特別委員会での判断を尊重します。または、それを判断して決めます。どっちなんですか。最初に言ってた町民の意向を聞いて判断する。つまり、このように捉えたんですけれども、一部であれ町民が反対するのであれば許可はしませんよというふうに私取ったんです、正直。町民の意向というのはそういうことだと思います。町民が、一部町民が反対しているのに、それをごり押しするのがトップの仕事とは思いませんので。ところが、何か知らないけど、特別委員会の結果を見て判断するというふうにトーンダウンしている。その質問のやり取りの中で、再生可能エネルギーを推進すべきだと公言したんだ。だから、今さら色麻に来るかもしれない再生可能エネルギーは反対だとは言えないんだというふうに言ったよね、昨日の答弁。トップとしての考えですかね、それがね。究極の選択を迫るわけではありませんけれども、町長としての、公人としての考えと、色麻町民の健康、ややもすれば生命に関わる事案になるかもしれない。そういうものと、どちらを大事だと思うんですか、町長は。私には、昨日の一般質問のやり取りの答弁は理解しかねますけれども、まずちょっと脱線しましたけれども、まず①番のその質問要旨を出しております、この事業を進めると答弁しているが、今後も変わらないですかということについて、まず答弁を願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の風力発電の質問がありましたので、回答を申し上げます。

国の方針に従うというのは、これは言うまでもないことで、国のほうのそれは経産省のほうでの事業ということになりますので、それはそれで考えなくてはなりません。それは当たり前のことだと思います。

それから、優柔不断だと、こう言われましたけれども、決して私はまだ結論を出したわけでないんですよ、これは。前から言ってたとおおり、まだ、私はニュートラルの状態でのいろいろ話を聞いていますよと。これは別に反対しますとか、賛成しますとかは言ったことはないんです。ただ、今までの自分のやってきたことについては、ここでもお話ししたとおおりです。それはそのとおおりです。

それから、議会のほうで特別委員会を設置されるものだというふうには、これまでに意識しておりませんので、特別委員会が設置をして、この案件についてこれから審議をされるということであれば、当然、議会の皆さんは町民の皆さんの代表として審議されるわけですから、それを無視するというわけにはいかないでしょうという答弁は申し上げました。それを優柔不断と言われるんでしょうけれども、私としては当然、皆さん

のそういう考えは意識をしなくちゃならないと、無視するわけにはいかないだろうということ。前段の工藤議員のほうの話の中は、そういうことでの私の思いでございます。

そして、1問目にここに質問出されてきたものに対して、課長のほうから丁寧に答弁を回答を申し上げておりますので、それはそれで読まさせていただきます。

災害を引き起こす気候変動問題は、世界各国の喫緊の課題であります。国では2050年のカーボンニュートラル実現に向け、安全性や安定供給などを大前提に再生可能エネルギーを最優先の原則で取り組むこととしております。国の正式な政策としましては、令和3年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定をされております。この計画は、令和2年10月に当時の首相が宣言をした2050のカーボンニュートラル実現、令和3年4月に表明された2030の温室効果ガスの46%削減などの視点を踏まえて策定されており、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示すものとなっております。再生エネルギーの必要性は御認識のとおりであって、日本では世界と比較してもその導入が遅れていることは、既に皆さんも御案内のとおりだと思います。

電源構成については、国では2030年度には、再生可能エネルギーの割合を36から38%にすることを見込んでおります。再生可能エネルギーの推進施策強化に取り組むこととされております。全国各地で地球温暖化に伴う豪雨、洪水、熱波などの気候変動による自然災害が多発している現状がありますので、国では地球温暖化防止対策の1つの手段として、再生可能エネルギーの導入を進めております。

本町においては、そのような状況を踏まえながら計画されている風力発電事業の内容、環境影響の程度、その他の事由を考慮した上で、事業について判断をして意見を述べていくべきであると考えておりますと、こういうことでございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、町長のほうから答弁をいただきまして、その中で本町でもそういう状況を踏まえながら発電事業の内容、いろいろ判断をして意見を述べていくべきと考えておりますということ。事業を進めると答弁しているが、今も変わりはないですかということ。変わりはないというふうに受け取っていいわけですね。そうすると。そうすると昨日のやり取りとまた違って来るんですけども。単純に6月議会で1番議員が質問したことに対して、課長は国が定めた指針に従い、環境省でしょうね、環境省が定めた指針に従い事業を進めるというふうに答弁しているので、町長はその考え方は変わらないんですかということなんです。単純に。けども、意見を述べていくべきであると考えておりますと。かってね、何か非常にファジーなんです。要は、国の指針で間違っていなければ、指針どおりであれば、事業を進めますって言うのはそうですかということなんです。進めるんですか、進めないんですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） だから、私がゴーサイン出したわけじゃなくて、業者のほうで今言ったように手順をして今、進めているわけですので、そのことについて、これからそれ

が町としてどうだかという判断をして、最終的にゴーサインを出すか、アウトにするかということでしょう。それから、その間に皆さんが特別委員会で審議をなされて結論を出す、ということですよ。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうしますと、どういうふうに表現すればいいんでしょうかね。事業者のいろいろなものを、計画書から何からそういうものを見ながら進めて、最終的な判断をするという言い方だということなんですけれども、でも、国の指針に従ってやっていくということは、取りようによっては事業は進めていくんだというふうにはしか取れなかったもんですから、やはり町長の考えはどうなのかなと、昨日のやり取り聞いて、冒頭に言ったように、議会の特別委員会の判断を見て決めるという話でしたけれども、やはり3人の議員の皆さんも言いましたけれどもね、やっぱり一番心配されるのは、環境破壊ですよ。そして健康被害であって、そして災害の発生だと思うんです。そうしたときに、1問目の話でも言ったように、ゲリラ豪雨とか、本当に突発的なこのこともどなたか言いましたけれども、あったときに果たして切土のところはいいかもしれません。でも、切土だって切るっていうことは、その上があるということですよ。盛土っていうことになってくると当然、こうなってるところに切り取ったものをそこに入れる、それで余ったものはどっかに捨場造って、そこで一時的に保管してという工事方法だと思いますけれども、ただ、その環境破壊っていうその一番は、最大では1町歩ぐらいになるんじゃないかというやり取りをしました、昨日。私は行けませんでしたけれども、常任委員会として今野委員長を中心に庄内町のほう、または由利本荘のほうを風力発電関係で視察研修してきたわけなんですけれども、その中でもやはり見た目では、多分3,000平米以上、1基当たり必要になるんじゃないかというような、そういう思いをしてきたという話であります。それからすれば、最低でも20基ということになれば6町歩、6万平米の木なり、森林って言えばいいんですかね、いろんなその八森山周辺にはいろんな木があるんだと思いますけれども、それらを全部切り倒して造るわけでしょう。そうすると、それが本当にエコなんですかね。エコなエネルギーをつくるために、自然のCO₂を吸収する木々を伐採して、そして、そういう建設用道路から風車を建てるためのその敷地を整備するっていうのは、本当にそのエコでしょうかね。むしろ、私は環境破壊ではないのかなというふうに思ってるんです。それに伴って、やはり今、現状、原形の状態、その涵養保安林という形で水を保水している。それがなくなれば、当然その水分だけはどっかに行くんですよ。そうすると、今まで現状の地形で保った保水力、または土地なり、土なり、崩れないようになっているものが、もしかしたら余分な水が一気に来ることによって崩れるかもしれない。そういうおそれだってある。そして、一番はやっぱり何だかんだ言っても健康被害だと思います。その環境破壊、環境破壊という言い方が適切かどうかは知りませんが、そのエコなエネルギーをつくるために、いわゆる再生可能エネルギーと言われるそれをつくるために、そういう森林を伐採して、果たしてそれが本当にクリーンな、エコなエネルギーをつくるために貢献になるのかど

うか。それから、今言ったように災害発生の懸念だってある。これも昨日、何人かそういう指摘をしています。そして、一番は健康被害なんですけれども、この3点について、町長はどのように考えていますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、工藤議員もこの再生エネルギー、いわゆる風力発電が主ですけれども、太陽光もしかり。風力発電は必要でないという根本的な考えですよ、今の話が。それから行かないと話ちょっと進められないと。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） あの、いいです。考えは町長と同じで、再生可能エネルギーは必要だと思っています。ただ、場所が重要だと思っています。だから、どなたかも言っていましたように、外国では洋上に発電施設を造っています。それも陸地から40キロも50キロも離れたところに造ってるんですよ。そういうところだったら私は賛成します。でも、色麻の山に限らずだよ、色麻、要するに日本の国土というのは狭いんですよ。町長そんな言わずと知れたことで。そういうところに住民が、町民がいっぱい住んでる、それぞれ。その中で、やはり環境を大事にするんだったら、何もそこに、そこを木を切り倒してそこに造る必要はない。ましてや、そのことによって災害が発生する懸念があるんであれば、なおさら開発というのは控えるべきだと。そして、そのことで健康被害が発生するということは、とても容認できるもんじゃないです。だから、再生可能エネルギーについては賛成します。ただ、造る場所、それが問題だと思います。そのことについて町長はどう考えているか、お尋ねをします。その後に町長答弁してください。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 私のほうからですね、CO₂の質問がありましたので、ちょっとCO₂についてですね、推計した例がありますので、お知らせさせていただきたいと思います。

例えば、設置する風力発電機が10基で、伐採する面積が7.8ヘクタール、そのうち2.6ヘクタールで植林が行われると仮定して推計したものがございます。減少する森林の面積は約5.2ヘクタールとなります。本来、先ほど工藤議員がおっしゃられたように森林が吸収するはずのCO₂の年間吸収量は45.8トンが増加することになります。

一方で、その火力発電分をですね、風力発電に置き換えた場合なんですけれども、事業による年間のCO₂の削減量は、それは火力発電から風力発電分に置き換えた場合ですが、その場合、5万3,000トンのCO₂が削減されることとなります。5万3,000トンのCO₂の削減ですね。そうしたときにですね、森林伐採で増加する、先ほど申し上げた45.8トンと比較しましてもですね、1,000倍以上のCO₂が再生可能エネルギーによってですね、削減されるということの推計がされておりますので、お知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、CO₂の関係のほうの答弁がありましたけれども、自然再生

エネルギーは国の方針ということで今進められておるわけですね。それで、理想から言えば今言ったように、海のかなたのほうに引けば、何も健康被害はないだろうという考えもあるでしょう。ただし、いずれにしても経費関係とかですね、いろんな業者の関係がそのようなことに対応できるかどうかということもありますので、あくまでもこれは別に私がこんなこと考える必要はないんですけれども、国としてはあくまでも洋上であれ、陸上であれ、再生エネルギーについては相当の大きい目標を持って進めているというのが現実ですね。いずれ総論賛成、各論反対っちゅう話はいっぱいあるんですけれども、そういう一端だと思います。多分。これはお互いに矛盾を感じてる場所なんですよね。やっぱりそういう被害問題があるだろうという思いがありますので、再生エネルギーは必要だけでも、果たして近くにはどうだろうかなという矛盾をみんな感じてるわけですよ。だけれども、いつかはそういう方向に進まなくちゃならないだろうというふうに、だから色麻さん持ってこいっていうようなふうになったら、なるわけではないですけども、そういうことで矛盾を感じてることは私も同じです。

健康被害、災害被害という心配、これもやっぱり、ないとは言えないですよ。だからあるって言ったって、それを本当にあるのかという証明もできないと。こういうことなんです、健康被害についてはですよ。だから、心配がある以上は、町長としてはそれは意識すべきだとかいうふうに言われるんでしょうから、当然それはそれで考えなくちゃならないわけです。

それから、災害関係についても、まだ今は町の中に、ここと、ここと、ここというふうに進められてないもんですのでね。果たして、これ加美町に造るかもしれないんですからね。八森山は色麻のものだけでないですから、それは何とも言えませんけれども、仮に色麻町に1基建つということであれば、1基当たりは、この前の話で言えば2,000平米だと。5基建てば1万平米、1町歩だと、こういうふうには計算はなるでしょうけれども、そういう具体的なことについては、今のところ何も分かっておりません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 国の指針に従ってね、環境省の指針に従って、町がゴーサインを出せば、許可を出せば、結局町のそこには何かあったときには、町の責任だって発生するわけですよ。そして、一番何よりも被害を受けるかもしれないのは、そこに住んでる方々、町民なんです。今、課長は推計ですけども、10基当たりどうのこうのということで数字的なことを並べましたけれども、これは20年でしょう。森というのは、木というのはいつかは枯れます。でも、実がなって種を落として再生していくんですよ。そうやって何千年も何億年も続いてきてるわけでしょう。そうした場合、風車1基20年で推計されるCO₂の減少と、森が再生していつまで何千年も続く、それを推計したときにどのくらい違いありますか、課長。答えられないんだよ。ね。風車は20年たったの。森林は地球がなくなる限り、全部誰かが切らない限り、ずっと再生してくの。そうしたときにそのCO₂の減少というのはどっちが有益だか分かるでしょう、そんなこと。たった20年の話をしてるんじゃないの。我々生きてる間の話じゃないんです。こういう

問題っていうのは。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） CO₂の話になったんですけれども、多分、正確よりは少しずれるかもしれませんが、森林はね、CO₂を吸うのはたしかね、40年か50年なんですよ。いや、だってこいつは植えなければ駄目でしょ。だから、そういうことでCO₂は古くなれば、木そのものはね、さっきのような計算にはならないかもしれませんが、吸っていかないということも事実なんですよ。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長の言ってること分かんない。確かにね、人間が造成した造成林はあります。でも、自然にある木のほうがよほど多いんですよ、造成林より。調べたことないので言い切れませんが。その自然の木っていうのは四、五十年かもしれませんが、寿命はそんなもんだと思います。ただ、ブナだとかね、何か屋久杉も特別なものがありますけれども、普通はそうだと思いますけれども、さっき言ったように、実がなって種を落として再生していくんです、森っていうのは。だから永久なんですよ。水が四、五十年で枯れる、なくなるんだったら、世界中のどこにも森林なんて、森なんていうのはないんだよ。だから再生していくから、そっちのほうがCO₂を削減する効果はたった20年のと比べたら、ずっとあるでしょうってことなの。そして、もうそのことによって切った現状を開発したことによって、災害発生のリスクだってぐんと高まる。そして何よりも、最初にも言ったように、やはりそこに住む町民の健康被害。町長はそういうことは立証されてないという言い方しますけれども、でも実際、風車が来る前は何ともなく普通に生活していた方々が、ある日突然、1か月、2か月、3か月後に体に変な症状が出てきて、それが科学的に風車の影響だっていうのが証明されていないから、風車ではないんじゃないかというような言い方。風車が来たことによってそういう被害が出てくる。ただ、中にはそういうことにならない人もいるかもしれない。これは千差万別ですから。例えば、町長、嫌な音っていうものはないですか。局長にもちょっと言ったんですけれども、ガラスをかきむしるような金属音的なああいう音が嫌だっていう人もいます。私は一切気にならない。でも、カリカリする小梅、あれをかむときのあの感触が嫌だっていう人もいます。桃を洗って皮ごと食べるときのあの感触。アイスのスティックのあの棒、あれを最後にアイスなめるときに、それも嫌だっていう人もいます。みんな違うんですよ、感じる感じが。だから、Aさんが感じなくてもBさんがそういうことを感じる。BさんがならなくてもCさんがそういう健康被害になる。そういうのが、今の風車だということ。だから再生可能エネルギーは反対はしません。必要だと思います。ただ、もしかしたら環境破壊になるかもしれない。そしてまた、そのことによって災害が発生するかもしれない。そこに住む、近くに住む方々に健康被害が生じる、発生するかもしれない。そういうものを、わざわざ色麻に造る必要はないと思います。昔、こんなフレーズがありましたよね。狭い日本そんなに急いでどこへ行くという。狭いんですよ、日本という国は。ただ、洋上っていう、海というのは世界で2番目ぐらい

だと思っております。オーストラリアの次。だから海だったらいっぱいあるんです。ただ、それも条件はあると思いますけれども。ですから、再生可能エネルギーの風力発電については、やはり洋上でやるべき事業であって、色麻では私は必要ないと思います。そして、今現在、町長も知っているとおり、このように請願も出てきました。平沢、小栗山地区の住民の方々から、これは請願は小栗山地区ですね。方から来た。そしてまた、反対だよという署名で、平沢から、また小栗山地区から来てるわけですね。（ブザー音）終わり。

○議長（中山 哲君） 工藤議員、持ち時間は終わりました。

以上で、8番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、連日の答弁、大変お疲れのことと思います。御苦労さまです。今回の議会を聞いててですね、ちょうど55年体制のときですか、国会でね、要するに、総論賛成、各論反対という。これでね、ずっと通ってたんです。この55年体制っていうのは。ですから、今までにないパターンが増えたんだなという、そういう思いがしております。私も町長と同じように、先ほどの風力発電、再生可能エネルギー、これは賛成です。ただ、これ賛成だからといって各論反対っていうのもありますから、そこでこういうことなんですね、今回の一般質問、これね、総論賛成、各論反対の議論にはならないように有意義な議論をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

そこで、通告していた点について質問をしておきます。

産業支援対策について。我が町の経済活動の基盤となる重要な産業である第一次産業が色麻町の歴史始まって以来の未曾有の危機に直面していると言ってしまうのではないと、私たち町民は理解しております。そこでお伺いしますが、町当局として、昨今の現況をどのように理解されているのでしょうか。また、町民が勇気を持って、来年以降の経済活動に取り組めるような強力な対策が既に準備されていると私たち町民は理解しておりますが、それでよろしいのかどうか改めてお伺いをいたします。

ということで、簡潔明瞭な質問でございます。ひとつ御回答のほどをお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の質問に答えたいと思います。

産業支援対策ということですので、大変これは町にとっても極めて大切な内容のものでございまして、支援をしたいと、おおむね支援をするというふうには思っております。昨日、令和4年産米の前渡し価格が出たようです。去年よりも1,300円、ひとめぼれで1,300円くらいが上がったというふうに聞きました。それはそれで大変よかったなと思います。もう少し上がれば、なおいいんですけども。そういう中で、質問にございますように第一次産業でありますけれども、この農業を取り巻く状況については質問のあったように、担い手は不足あるいは生産物の販売価格は低迷、こういう厳しい状況が続いております。それに加えて、この新型コロナウイルス感染拡大による不安定な生産物の価格、あるいは世界情勢の悪化による生産資材の高騰、これが拍車をかけて厳しさを増しておるということになっておるようです。とりわけ、肥料をはじめとした生産資材高騰については、喫緊の課題となっております。費用はどうしてもこれは安定的に農業生産には欠かせないものでありますので、最近是有機質の肥料の施用不足によって地力の低下、そういうことも指摘されておりますので、町としては畜産も盛んな地域でありますので、有機質の肥料を地域内循環を視野に入れながら政策を推進していきたいと、このようにも考えております。

一方で、本町農業の状況を見ると、担い手への農地の利用集積がある程度進んではきております。平均経営規模は、県内でも上位に位置しており、その特徴を生かして集落営農組合からの法人化も進展をしております。近年、県内の新規就農者の状況を見ますと、法人への雇用就農が全体の5割以上、営農品目もとでは、野菜が4割以上で最多となっております。このことから、後継者確保対策として法人組織において雇用できる体制づくりや、経営に野菜を取り入れることが重要であると、このような考えでおります。

町で今年度から実施しております地域おこし協力隊についても、今後の農業後継者確保につながるように展開していきたいと、このように考えております。農業分野課題解決というのは、人足飛びにはいきませんが、各種施策を組み合わせながら地道に展開していきたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変模範的な答弁で、大変参考になりました。担当課の課長も大変御努力されたんだろうと、このように思っております。

そこでお伺いいたしますが、そうだ、そうだ。これまでの農業関係の質問の中で、町長が答弁されたもので特徴的なものを、ちょっとなるほどなと思ったのを何点か抜き出したんですが、私がちょっとね、気づいたものを抜き出しておいたんですが、1つは農業は頭打ちなんですよということをおっしゃられております。これもなるほど、そういう捉え方もあるんだろうと。それから、米プラスアルファをどのようにしたらできる

のかという、どのようにしたらできるのかという。それから、生産意欲を失わないぎりぎりの方法で対応する。こんなことをおっしゃられておりました。

そこで、今の先ほどね、現在の農業の状況をどのように理解されているのかということなんですが、いろんな見方ある中でですね、最近の報道、どんなことが報道されているのか、多分新聞等で、もう既に拝見されていると思いますので、1つはですね、農協関連の研究所が試算した結果が出て、私もその内容を確認しなくちゃならないなという、ちょっとびっくりするような記事だったんですが、5ヘクタール未満の農家は赤字だと。これは年間23万円という試算をしていたようです。こうなると、ほとんどの農家が赤字になっていると。役場でもこの新聞は多分取っているとだと思いますけれども、それで、10ヘクタール以上の農家が15万円の黒字、かろうじてね。こういったことが報道されております。

それとですね、これは連鎖倒産を防ぐための調査会社が出した分析なんですけれども、倒産危険度の高い10の業種を予測発表いたしました。あと、22年の下半期に、なる可能性のある業種ということで、22年の下半期というのは今年の下半期になりますが、このときですね、その10位の中に電気産業、宿泊業、小売業、飲食業、金融先物農業、そしてこれ多分見た方もいると思いますが、1位にですね、農業が入ってしまっているという状況なんです。このような分析がされているようです。こういった状況の、それともう一つですね、全く真逆の7月26日に発表されているものもあるんですが、これは次にちょっと使いたいと思いますので、こういった農業の、農業関係の新聞の発表とかね、それから調査会社の状況、こういったものを見て、端的に町長は今の農業情勢については、頭打ちとかね、そういった表現を使っているんですけども、これどんな感じに捉えていますか。我が町の農業についてもいいんですが、この状況を。この辺について伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これまでは、本町としては米中心という、いわゆる農業の中でも米中心ということでございました。それはそれでよかったんですけども、去年や、あるいは今年もそうなんですけれども、こういう価格の中で、冒頭に今質問の中にもあったとおり、5ヘクタール未満が赤字だと。10ヘクタール未満でやっとならぬ黒字になるのかなという実態であると。これは大面積を作れば、米については何とかなる可能性もあるということにはなるかもしれませんが、やはり米だけの、これを主として農業をとということになると、若干不安定な要素があるんじゃないかということになると思うんですね。そういうことからして、プラスアルファというのは、もう何年も何年も前から言い尽くされてきたわけですけども、ただ問題はこのプラスアルファを取り入れるのに、その労働力を確保できるのがね、容易ではないんだろうと思うんですね。もちろん、個別の農家で全てを、いわゆる全部やるということは当然無理なわけですし、そういうことからいって、今法人組合なり、株式のそういう組織なりということがつくられているんですけども、そういう中でやはりこれは生活できるような農業でないとならぬ

んですから、やっぱり米、それに何かを組み合わせるですね、この1年間のやはりトータルの中で経営を考えるべきではないだろうかというふうに思います。

現に、もう資材関係が上がってきているということについては、これがちょっと計算外だと思うんでして、この辺を今後どのように推移するか分かりませんが、仮に、国もあるいは町もそれなりの助成ということはあったにしても、これから何年も何十年も同じようにそういうことができるかどうか、あくまでもこれはクエスチョンマークですので、そういうことを踏まえれば、これからの農業については、やはり米だけを重視するわけにはいかないだろうというふうには思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） せっかくですから町長ね、自分の方針をね、この際しっかり言っていた方がいいと思うんですよ。取りあえず、これ端的に今迫ってる危機、大変な状況を回避するために、今、行政としてやることは、今の段階でそんなにかもしれないけども、やれることもあるんですよ。それはやらなくちゃならないと。ただ、もう一つは将来的に我が町の第一次産業をどう描くかというのが、これが町の役割なんですよ。ですから、例えば米プラスアルファをどのようにしたらいいのかと我々言われてもちょっと困るわけで、こうしたいんだという方針を、これに出していただいた方がいいんだと思います。

そこで、もう少し私不安をあおるつもりではないんですけども、これも農業関係の新聞、役場でも取ってると思いますけれども、農業の衰退によって、これを取り巻く産業も衰退してると、し始めてると。これは当然ですよ。それで、最も気になるのは、各県、また、大崎市にもありますけども、農産物市場これの、私も驚いたんですけども、農産物市場の3割が赤字になっていると。そういう状況。これだけを見ると物すごく暗い感じがするんですけども、実は私はね、全然そう思ってないんですよ。それで、先ほど2020年の7月26日に発表されたものというのは、ちょっと言わなかったのがあるんですけども、これから伸びる九つの業界、九つの頭ではなくて、九つの業界を民間会社がピックアップしてるんです。

1番目が最もそうだというのがね、IT企業。2番目が半導体。それから、ちょっとはしよりますが、5番目が倉庫物流。これがこれから伸びていくと。6番目に医療。そして8番目にね、農業が出てくるんです。農業。これは私もね、全くそうだと思うんです。これ、絶対伸びる産業だと思ってるんです。思ってるっていうか、これからその根拠を出しますけども。そして9番目のね、宇宙開発業界。9番目に。それもそうなんだろうなと思うんですが。

そこでね、なぜこの民間では、そのような見方をしているかという根拠をちょっと拾い出して、調べ出してみたいんです。そしたらね、民間の業界ではこう見てるみたいなんです。農業が今、最も未来が明るい業界だという捉え方をしてるんですよ。これなぜかっていうと、需要は安定しているのに供給が追いついていないと。供給が追いついていないけども、競合他者、競合する人たちが出てこないという珍しい業種だと。分か

りますか。いろんな意味でね。農産物欲しいという人がいっぱいいるの、世界中で。ところが、供給する側がそれに追いついていない。かといって、そこに参入する人たちが、どうも出てきていないという。そしてね、ここにチャンスがあると民間では見てるんですよ。そこで、ちょっと拾い出してみました。今後の色麻町のことを考える意味でもね、拾い出してみました。これが正しいのかどうか。ここ20年で先進国の農業者、これがどのようにになっているかという、アメリカは1.6%から1.3%に減っています。輸出国のカナダも2.5%から1.5%に減っている。EUも8%から3.9%に減っていると。ロシア、これも今どうか分かんないけど、かつて輸出国14.5%から5.8%に減っていると。輸出国のオーストラリアも5%から2.5%に減っている。これ、中国はね、50%いた農民が、その半分の25%に減ったと。これは幾ら、何人減ったかというとな、3億5,000万人減ってるそうなんです。日本の人口の3倍。韓国もね、10%からね、5%に半減してるの。日本は5.1%から3.3%に減っていると。そして、これどういうことかというとな、町長ね、供給する側から供給される側の人にくら替えしたってことなんです。供給する人が供給される人になったと。作る人がいなくなっていると。

そしてもう一つ、なぜその企業、民間ではこれ農業に参入するのがおいしいのかということの理由が2つ目がですね、今、この前まで私世界の人口が60億人だと思ってたんですが、今78億人になってるんだそうです。それで、2050年には国連の試算だと98億人になるんだそうです。そうすると何が起きるかという、食の奪い合いによる需要の増加と。要するに極めて食糧が不安定になると。

そしてもう一つは、気候変動による供給不足という、こういう状況になっております。そのとき、そのとき私ね、色麻町のこれだけの成熟した第一次産業の基盤、これね、まんざらでもないと思ってるんですよ。まんざらでもない。このとき、我が町として将来、この姿を描いて、やはりほかの町にないような基盤をつくりあげなくちゃならないと、この仕事が行政だと思ってるんです。もちろん個人の努力もありますけれども。それで、こういった状況を踏まえると、町長まんざらでもないんじゃないですかね。ここでもう一つ、もうひと踏ん張り町としてやることのあるんじゃないかなと私は思ってるんですけども、その辺についていかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、お話しされていることについては、全体的にはそのとおりでと思います。やはり、私も時々、話に出すんですけども、やっぱりどんなにこの科学が発達してもですね、どういう便利なものが出て、食料だけは要らないということにはならないわけですよ。必ず食べなければ、人は生きていけないと。あるいは人だけじゃなくて、動物はみんな物を口から入れなければ生きていけないちゅうことなるわけですけども。ですから、そういう意味では人口は増える、ところが食料としては現在のところでは、例えば世界の中から出てくる食料というのは決まっているとすれば、必ず足りなくなるということになります。日本では、今、要するに自給率は低いんですけども、外から買う力があるということで、その買う力があるために食料については難

儀してないわけですね、生活するのに、国民は。だけでも今言ったように、世界の全体の中での食料がなくなるとなれば、果たして日本に金があったって売るところが出てくるかどうかという不安もありますので、そういうことから言えば、農業そのものについての将来性はあるだろうと。いわゆるその食べるものが今、国のほうでは食料安保という、そういう言い方しておりますけれども、やっぱりあの食糧は確実に自国で確保しなくちゃならないというのは前提だろうとは思いますが。本町では、大変この恵まれた公道、あるいは整備された土地がありますので、これは十分活用しながら農業は展開はされるというふうに思います。ただ、問題は現状で後継者がいなかったり、あるいは今のままであると、この採算性ということになると若干の不安があるということですので、この辺は知恵を働かせながらやらなくちゃならないと。それから、さっきも同じようなことになりますけれども、やっぱり米はこれ100%本当は間に合う、食糧から言えば全国で間に合うぐらいの生産力はあるんですけども、米だけでいいというわけにはいかないでしょうから、全体のバランスということになって、そういうことからすれば、農家の人たちの安定ということを考えれば、やはり米プラス、今は野菜なのかなというような感じはしますがね。それは畜産であったって、何だっただけそれはいいんですけども、そういうようなことで、町としての指導はしていかななくちゃならないだろうというふうには思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町長もね、お分かりだと思うんですが、実はアメリカは食料の最大に近い輸出国だと私もずっと思ってたんです。ところが、近年分かったことなんです、自分の国で輸出している牛肉よりも、海外から買ってる牛肉の量が多くなってるんですよ。多くなってる。ですから、アメリカそのものも輸入国なんですよ、牛肉の。今そういう状況になっちゃったと。それから、今、自給率の話をしましたが、カロリー、これねカロリーベースで38%って農水省では意図的にこれ低くやってるんですが、実は、ほかの国と同じように金額ベースでやると、日本の自給率というのは70%ぐらいあるんですよ。カロリーベースでやってるのは日本だけでね。ほかの先進国でも何でも価格ベースでやっている。そうすると70%になるの。ところが70%ではね、農水省で都合の悪い理由があるもんだから、低く見せてるんですけども。

そこでね、2022年の8月31日、この前ですが、農水省が来年度の予算の概算要求を決定し、財務省に提出したという記事が新聞に載りました。この中で詳しく、例えば、生産基盤の強化に何億円とか緑、食料システム戦略に幾らとかね。スマート農業に幾らとかかってこう出てましたが、これざっくり言うとね、重要なのはカロリーベースの38%を48%にするという、食料自給率を上げていくという方針出したんですよ。そしてカロリーベースで10%上げるっていうことは、これ野菜とかね、リンゴ、果物じゃないんですよ。カロリーないから。じゃなくて、4大穀物か、それともね、ジャガイモとか、それからサツマイモとか穀類なんですよ、目指してんのは。国ではそういう方針を出したと。ところが、町長は野菜かなとさっき言われましたが、国でカロリーを40%上げていくと

いうとき、国が目指してるのは絶対これ野菜ではないんですよ。果物でもないんですよ。大豆とかさ。米は、米はないね。麦とか、ジャガイモとか、それからサツマイモとかって、そういうね、穀類なんですよ。こういう方針を出してる時、町としてね、自給率を上げるということでこの予算をずらっと突きつけてきてるときに、町としてね、うちの町としてね、こういう方針で臨むんだと町民の皆さん、こういう方針でどうだと。所得を上げようじゃないかと。これ結構あれですよ、直接支払交付金とかさ、今年度よりも上がってますよね。だからそういう、上げながらやっぱり作物に誘導していこうというね、意図があるんですが、やっぱしね、こういったものはしっかりと国の方針をね、確認して、そこに町の方針を上乗せしていくということがね、私は重要だと思うんですよ。そうしないと、どうやったらいいのかという、これ自己葛藤型で終わってしまいますから、方針はしっかり出したほうがいいと。町長どうですか、これ。

そしてね、私これまで何を言いたかったかという、世界の市場の動向というのは、もうはっきりしてるんですよ、不足するということははっきりしたから。この不足していくということを前提に農水省がね、組立てたんですよ、今回。なぜこれ急いだからっていうとね、今まで平和で安定してた社会が崩れちゃったの、ウクライナの問題で。しばらくね、平和の状況が続いたらこんなに急がなかったかもしれないけども、急ぐ理由がそこにあったんですよ。それでカロリーベースで、要するにこれ4大穀物か、穀物か、芋とか、サツマイモとか、あとはそういうところの方針を出してきたんだけど、そんなときやはり町として町長がね、1つの方針を町民に出していくと、こうやるんだと、うちの町では。そして国ではこういう予算はつけるけども、うちの町では特化してこの作物で受給率を上げていくし、売上げを上げていくんだという方針が出されたとするね、農民は迷わないんじゃないですかねと思うんですよ。何か言ったからそのことについて後でね、言質を取って縛るとかっていうのは私やらないから、その辺のね、町民に対する1つの未来っていうか、夢っていうかね、それは語ったほうが私いいと思うんだね。こうしたいとか、こうありたいとかね。それが町の財政を預かる者のね、やっぱ責任ではないかと私思ってるもんですから、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはそのとおりだろうと思います。ただ、問題はそれ以前に、取り組めるような状況にあるかどうかだかが今問題になってるんじゃないだろうかと思ってるんですよ。結局ね。取り組めるような状況があって、町の方針を出してスムーズに受け入れられるような状況が果たして今あるのかなというふうな思いもあります。今、言われたことについては十分、分かります。町としてのそういう方針を出すべきだということについては、そのとおりかもしれませんが。それは検討しながら、野菜の中での、例えば国内であっても何でもほとんど野菜なんですけれども、そういう中での選別をしながら、これならばというものを、しかも、この労働力をあまりかけることのないものでないと多分、機械化できるものでないと駄目なのかなというふうなふうにも思ってます。米のようなわけにはいかないにしても、ある程度機械化の中で処理できるような作

物、そういうものを考えながらということになるかと思いますが、ちょっとそれは検討をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大分頑張って答えていただきましたことは感謝申し上げます。

そこで町長ね、どうも自己葛藤型みたいな感じしてね、何か問題があればそれをクリアすればいいわけだから、自分の政策を出せばね。いろんな問題何やってもあるんだけど、それをクリアすればいいだけなんですよ。

そこでね、私から言うのも何なんですけど、かつてね、色麻町がどんな政策を具体的に打ち出してきたかっていうのは、ざっくりと、もう私の記憶が間違ったら後で指摘していただいてね。まだ私、学生の頃だね、中学とか高校の頃だったかな。3等町よりも1等町でいいんだということだね。3等町よりも1等村、1等村を目指すんだと。そして、準農村でいいんだということだね、やってきたときがありました。これは後になって思うとね、非常に合理的だったと思うんです。何でかっていうと、食糧管理制度がしっかりしてて、これは生産費・所得補償方式と言って、物価賃金、経済成長に合わせて米価が上がっていった時代ですよ。そうすると毎年毎年、町の税収が確保できた。ですから、そのままにしといて、どんどん町がよくなっていくわけですから、あまり余計なことしないほうがいいわけですね。そして民間でも増産、増産で、開墾が行われていったと。これが私、子供の頃ちょっと記憶が強いのはこれでした。

その後、それだけでは済まない時代が来しました。減反が始まりましたから。それでね、行政が、町が主体となって行ってきた事業がありました。和牛、貸付けして牛、畜産を増やしていくと。そして、それで土地も肥やしていくと。これが非常に功を奏したと。そして、この牛の売上げも大きかったもんですから、町に対して外からのお金を持ってくることができたという時代がありました。

それともう一つ、葉たばこが急激に浸透したことがありました。我が家でも作ったんですけどもね、このときも行政が主体として、職員の方々がこれ頑張ってくれて、もちろん農協も頑張りましたけれどもね、これは行政が主体としてやったと記憶しているんです。そして、その後、ハウレンソウとか葱がね、関係機関の努力もあって進んできた。それでね、もう一つ市場原理が導入されて食糧管理制度が廃止されてたところ、この頃から始まったのがね、エゴマの導入。エゴマ、これ行政主導でやりました。そしてエゴマの製品、加工、これも行政主導だったと思います。えごま焼酎とか、かつぱ酒もこの頃できました。そして衝撃だったのが若い人たちの交流の場をつくるとか、それから、色麻は畜産の町だから、ステーキをみんなに食べてもらえるような、そういう場所をつくろうというのでステーキハウスが造られたと、これも町主導でした。多いときには、500人の人がここに来てました。町長ね、具体的に、もしかしたら大した実績ではないと思われるかもしれませんが、私はね、こういったものの一つ一つの積み重ねが今の色麻町のいい状態をつくってるんだと思うんです。そして、その時代時代に合わせた的確な対応を行政が具体的にやってきたと。私は今こそ、今こそですね、どうも農水

省も自給率の向上に転換をし始めた。世界の市場も供給不足になってくることを前提として企業も動き始めている。このときね、町民に勇気を与えるような、何ていうかな、メッセージ、具体的に送っていくという、今こそこの作業が必要ではないかと私は思ってるんです。それでね、このステーキハウス造るときに、県の担当者がね、キムラトシオさんというずっと農業畑を歩いてきた人で、この方、後の信連の会長になる方なんですが、時々うちに、この方来るんです。それで当時の職員の方々、何人か名前出てくるんですよ。そして一様に言うのは、非常に乗りがよかったというんですよ、乗りが。それでね、乗りがよくて何をするかというのが単純明快に分かってたと。地元の産業を活用して、他町に、世の中に打って出ていくという、そういうその発想がもうしっかりしていたと。だから迷いがなかった、面白かったと言ってました。ちょっと名前出すとあれなんですけども、五、六人、その当時のね、担当の人出してるんです。今、いまだに福祉のほうでね、活躍されてる方も今おります。そのほかに色麻町から離れた方もいるんですが、それにしても面白かったと。まちおこしをしようという、その意気込みが単純明快に乗りがよくて伝わってきたと。

そこでね、町長はこういった今こそメッセージを発信するときだと私思ってるんですよ。これから結構面白いと思います。農業の足場を耕していくというのは。そして何が面白いかっていうと、もっと面白いのはね、どうやって一次産業の現場を耕してね、豊かにしていくかということ具体的をね、提案していこうとするね、職員のね発想、努力、苦労とか、これがね、一番面白い時代に私入ったと思ってるんですよ。そこはね、みんなで尻をたたきながらですね、私はね、頑張ってもいいんだらうと思うんですよ。これ結構ね、うちの町がね、特化した町になれる可能性が私はあると思ってるんですが、それはどうですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この農業関係については、今いろいろ話が出たとおり、大変大事な産業であるし、将来性もあるということについてはそのとおりだと思います。具体的に本町として何ができるか、何を、今言ったような方向で勇気づけられるかということについては、これは検討をしていかなくちやなりません。今、これをということでの話はできませんけれども、今のいろいろな話を参考にしながら考えたいと思います。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 4時01分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町長ね、町民の方々の今の執行部の農業政策に対するの評価というのは、結構、あんまりよくないんです、はっきり言うとね。こんなこと言うとあれですが、多分分かってると思いますけれども、高くはないと。どちらかという低いということになるかもしれないですけれども。そこでね、この前ちょっと指標を出しましたが、今の色麻町の農業の力、一次産業の力っていうのは、宮城県の35市町村で比較していくと、これは去年、今年をやつじゃないですからね、ちょっと統計調査の結果に基づいたやつですが、従事者数、多分ここから持っていくと、今、多分450人くらいになるのかな色麻町でなあ、多分。ただね、宮城県内でね、この数字っていうのはね、4位っていうことになってるんだね。高いんですよ。だから、いっぱいいるほうなんですよ、この小さい町にね。そして農業の産出額、これはこの前と大体同じなんです、宮城県内35市町村中5位。そして豆類、豆類の産出額が10位。畜産が3位とかさ。肉牛14位、乳牛が9位、鶏は1位ですね。そして、従業者1人当たりの売上げってこれ本当なのかどうか、これは280万円くらいになってるんです。これ本当かどうか私分らないですよ。結構これ大きすぎんじゃないかなと思ってるんですが、これだけの状態をつくり上げてきたっていうのは、先人の農業者のね、努力もさることながら、町御当局関係者のやはり努力によるところもね、結構私は大きかったと思うんですよ。

それで、私は未曾有の危機だということを書きましたが、これね、今、町として何をどう対応していいか、もし分からなかったとすれば、これはね、本当に危機なんです。この財産をね、宮城県内の中でね、これくらいの実績を誇ってる財産をね、今の政権は食い潰してしまう可能性があるんですよ。と私は心配してるんです。

そこでね、今年度この大変な状況の中で、第一次産業者の方に何がしかの助成はされるんだろうと思います。それはそれでやらなければならないと思いますが、しかし、大事なのは今後の国が求める方針にすり合わせて、町がどうやってこの自給率を上げるための方策を出していくかと。うちの町ではどういった方針でこの自給率を上げるための作物を特定してですね、そして、さらに収入を上げていくと、そして税収を図っていくのかと、こういったね、強力なメッセージを町民の皆さんにぜひ出すときに来ると私はそう思ってるんです。そして農水省も、農政の転換をするときに来るという1つの起爆剤になったのは、安定が崩れたからなんです。ウクライナのあの危機で、今までのように世界の国々が壁を取っ払って自由にものを売り買いする、そういう時代ではなくなったと。そしてどうも最近、ジャガイモとか妙に高かったですよね、穀類が。スーパーで買うの。二束三文だったものがね、妙に高くなってきたと。あれ簡単に言うと、そういうことなんです。日本で買い負けするようになってきたと。そしてさらに言うならば、日本の賃金というのは中国と、中国人の賃金と大体同レベルになったと、そう言われております。ということは、今までのような農産物を独り占めに買い付けることもできなくなったし、もちろん人口が爆発してしまえば、そういう状況は当然起きます。

という中でね、市場をしっかりと調査していただいて、そしてなおかつ、これだけ先人の築いてきた財産をどうやって、さらに発展させて、次の世代へ送っていくかという課題に、ぜひこれは総力を挙げて取り組むときが来ると私は思っております。最後に町長の見解をお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 農業産出額が本町が大きいというのは、やっぱりイセの会社があるということもかなり影響はしてるわけですね。だからさっき、うそか本当かって1人当たり280万、やっぱああいうふうになるわけですよ。ああいう金額に多分なるんですね。だからイセを除いてしまうと多分ずっとぐっと下がるんですけども、こういう関係だろうとまず思っております。

今、町でどうすべきか、どのような対応を今考えているのかということですけども、やっぱりこれは組織化していかなくちゃなんないと思ってんですよ。いわゆる法人組合、あるいは株式でもいいんですが、組織化をして、そして対応をする以外ないというふうに思っています。これは後継者が絶対的に足りないということも要因です。もう、1人で完結する農業というのは、ほぼこれはもう終わってしまったと。ですから、冒頭の質問にもあったように、面積が少ないと米だって赤字になるんだと。そういうことであれば、なおのことですけども、いわゆる規模を大きくして、そして組織をつくって、そしてコストを下げると。米に関してはですね。

それから作物に関しても、これは思うにですけども、やっぱりこの機械処理をできる作物でないと限界があるような感じするんですね。これは、ですからどういうものが本町にとって適地適作になるのかという、その辺の考え判断をしなくちゃなりませんけれども、できれば今、皆さんが多く作っているのは大豆なんですけれども、この機械化できる作物、それ以外でもいいんですけども、機械化できる作物を何とか選定をすれば受け入れられるのではないかという思いはございます。いずれにしましても、今言われたようなことを踏まえながら、町として農家の皆さんが農業で生活できるというようなことを念頭に指導しなくちゃならないという思いでやりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 町長には町民に対する力強いね、メッセージと、それから将来に対する夢、これをですね、ぜひ語っていただきたいと思います。そして、1つは他力本願、企業の誘致、これも重要だと思います。これはどっちかという他力本願なんですよ。ただね、大変なのはね、自力本願なの。足元の自分のところの産業を耕して成長させるというのは、これは結構ね、大変なんですよ。いろんな課題があるんですが、しかし、足元を耕してそこから税収を上げていくという、所得を上げて税収を上げていくというそういった努力をしていただけることを期待申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。終わりますが、何か答えることがありましたら。大丈夫ですか。終わります。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そう言われると立たないわけにいかない。

他力本願であっても、やはり本町として交流人口を求めながら、その相乗効果で一般のというよりも商工会関係も一次産業の農業関係じゃなくて、商工関係の人たちにもプラス効果が出るように、そういうことでの全体的な活力を生み出してみたいと、つくりたいという思いでありますので、農業分野についてはいろいろ提案をいただきましたので、そのことを踏まえながら検討をさせていただきます。（「終わります」の声あり）

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第6号 放棄した債権の報告について

○議長（中山 哲君） 日程第3、報告第6号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 報告第6号放棄した債権の報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件につきましては、色麻町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、町が放棄した債権について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権について、債権放棄調書で御説明申し上げます。

調書には、債権の名称、債権放棄の理由、年度、人数、件数、金額を記載しております。

放棄した債権の名称は、水道使用料であります。債権放棄の理由は、第15条第1項第1号（生活困窮）になります。

債権の年度は平成14年度から平成28年度で、合計で人数が15人、件数が15件、金額が80万2,285円です。なお、人数15人は延べ人数となっており、実人数は1人となっております。

債権を放棄した日は、令和4年3月31日であります。

以上、放棄した債権の報告についての御説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） これより報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4 議案第48号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第48号色麻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○総務課課長補佐（但馬健太君） 議案第48号色麻町教育委員会委員の任命について、次の者を色麻町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、色麻町色麻字北河原1番地4。

氏名、阿部洋子、昭和34年10月23日生まれ。

令和4年9月7日提出。

色麻町長。

○議長（中山 哲君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第48号色麻町教育委員会委員の任命についての提案理由を御説明を申し上げます。

現在、教育委員であります阿部洋子さんの任期が、令和4年9月30日で満了となりますが、引き続き教育委員として任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

阿部さんは、長きにわたり色麻小学校及び中学校でPTA役員として尽力をされ、教育関係には非常に造詣が深く、人格的にも温和で識見ともに教育委員として大変ふさわしい方です。令和2年1月8日から教育委員に就任をし、本町の教育行政全般にわたり御尽力をいただいております。

新たな任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間でございます。

よろしく御審議を賜り御同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決の方法は、記名投票採決といたします。

この際、申し上げます。ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第48号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成

の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それでは、ボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。ボタンの押し忘れなしと認めます。なしと認め、確定します。

〔賛成者多数〕

- 議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第48号色麻町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

日程第5 議案第49号 加美郡土地開発公社の解散について

- 議長（中山 哲君） 日程第5、議案第49号加美郡土地開発公社の解散についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（鶴谷 康君） 議案第49号加美郡土地開発公社の解散について、提案理由を御説明いたします。

審議資料2ページ、3ページを御覧ください。

昭和47年に制定されました公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づき、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和49年4月に旧加美郡4町で加美地区土地開発公社を設立いたしました。

その後、昭和63年4月には、旧玉造郡の岩出山町と鳴子町2町が加わり、加美玉造土地開発公社に名称を変更。平成18年3月には大崎市の誕生に伴い、旧玉造郡2町が脱会したため、加美町と本町の出資による加美郡土地開発公社となり現在に至っております。

この間、本町においては、大崎西部工業団地用地取得造成や、平沢農村公園用地取得造成に活用してまいりました。しかしながら、それ以降、本町でも多くの事業を展開してまいりましたが、利用実績はなく、隣の加美町においても平成23年度以降利用実績がない状態が10年以上も続いているという状況でございます。

このように近年の社会情勢の変化などにより、公共事業のための土地の先行取得などを主な業務とする土地開発公社の必要性について、設立時の意義や役割がもう既に薄れてきており、また、今後の活用予定もないことから、所期の目的を達成したということで、本年5月13日に開催した加美郡土地開発公社の理事会において解散するということが協議が調いました。

この土地開発公社の解散手続としては、公拡法第22条第1項の規定により、設立団体議会による解散の議決が必要となりますので、今回提案をするものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。
- 6番（小川一男君） 開発公社の解散については理解しました。よって、この資料に基づきまして、残余分散の金額。今現在、資料3ページでは令和3年度、572万9,976円。この解散が令和5年ということでありますから、それを1年経過すると同じ法人税と利息を引くと570万円くらいになると予想されますが、この解散の登記及び清算登記に要する経費、概数でどのくらいになるのか。それを引いた残りを、ここにあります（2）の定期預金500万円なんですが、これは400万円対100万円、多分出資割合で4対1と私は理解したんで、その5分の1が残余財産として残る、分配されると理解するんですが、その辺の概数について、今現在、分かる範囲で説明を求めます。
- 議長（中山 哲君） 総務課長。
- 総務課長（鶴谷 康君） 出資が500万円、両町で500万円。それから、これまでの利息等で72万9,000円ほど今現在あるんですけども、今、議員がおっしゃられたように、今年度の法人税とかですね、あとは解散の手続のための経費ということで当然、それが差し引かれるということになるんですが、ちょっとその辺の金額までちょっと今分からないんですが、我々としましては4対1、400万円対100万円ということで、まず100万円は間違いなく返ってくるんですが、あと残った残高も同じ割合で、我が町のほうに還元されるということになりますので御理解賜りたいと思います。
- 議長（中山 哲君） 小川一男議員。
- 6番（小川一男君） ただいま課長からありましたとおり、多分出資100万円は確保できて、余った金額を、この登記関係で経費すると、出資金額は戻るような金額になるであろうという理解でよろしいわけですね。はい、了解。
- 議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
- 議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
- 議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第50号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第50号色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申入れの中で、公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされています。

このうち、妊娠、出産、育児に係る休暇の新設、有給化については本年1月1日、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等については本年4月1日にそれぞれ施行し、例規整備を完了いたしております。

今回、未施行の措置として残っておりました育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などについて、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が5月2日に公布されたことによりまして、本年10月1日から施行されます。

法律では、育児休業の取得回数が原則1回までであったものが原則2回までに、それに加えまして、子の出生後8週間以内の取得回数も2回まで可能となります。また、子の出生後8週間以内の育児休業についての請求期限を、これまで1か月前でないとできなかったものが2週間前までに短縮されるという法律の内容となっています。

これら法律に規定された部分以外について、人事院規則が改正されましたので、これに伴いまして色麻町職員の育児休業等に関する条例で規定している部分について、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容を御説明いたします。審議資料4ページ御覧ください。

第2条第3号（ア）は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件、これについて非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月、6か月ですね、を経過するまでというふうに緩和するものであります。

次に、5ページから6ページ、7ページにかけてになりますが、第2条の3（3）ですが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定となります。

次に、4ページ、5ページにまた戻っていただきまして、第2条第3号イの（ア）と（イ）でございますが、こちらはただいま説明しました第2条の3（3）の改正に合わせ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の

要件を定める規定となります。

次に、7ページ。

第2条の4となりますが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が2歳に達する日とする要件について、第2条の3(3)と同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定となります。

次に、8ページ。

第3条(5)でございますが、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書に申し出た場合の再度取得に係る規定、これを削ります。これによりまして、第8号を第7号に繰上げ、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期付職員ということになりますけれども、任期の更新等があった場合の規定を新たに整備するものであります。

8ページですね、右側一番上の改正前の第2条の5ですが、改正後は第3条の2に移行となります。

9ページ。

第10条(6)は、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものであります。なかなかちょっと分かりにくいような内容とはなっておりますが、この条例の施行日は本年10月1日からということになります。

以上よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(中山 哲君) 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長(中山 哲君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長(中山 哲君) これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長(中山 哲君) これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 小型動力ポンプ付積載車の購入について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第60号小型動力ポンプ付積載車の購入についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第60号小型動力ポンプ付積載車の購入について、提案理由を申し上げます。

町消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車につきましては、計画的に更新を行っているところであります。今回の順番といたしまして、第3分団第3班の上黒沢班の積載車の更新ということになります。現在使用している積載車は平成10年12月に配備されたもので、21年以上経過いたしております。そのため、経年劣化により機能がやや低下し、また、車両メーカーによるサポートも終了していることから、今回更新するものであります。

審議資料の1ページを御覧ください。

今回購入予定と同型の車両ということになりますが、トヨタ製で、定員6人、ディーゼルエンジンで4輪駆動、排気量は2,800ccとなります。

続きまして、2ページ、審議資料の2ページを御覧ください。

小型動力ポンプは、トーハツ製のガソリンエンジンで、2基等の水冷で、出力が40.8馬力となっております。今あるポンプ積載車、それからポンプも車もほぼ同程度の仕様となっております。

議案書のほうですね、1ページを御覧いただき、それと併せまして本日お渡ししました入札執行調書のほう、併せて御覧いただきたいと思っております。

去る8月26日に5社による指名競争入札を執行した結果、入札金額が1,009万8,000円で、株式会社古川ポンプ製作所が落札いたしました。8月31日に入札金額に消費税を加えた1,110万7,800円で大崎市古川中里一丁目10番29号、株式会社古川ポンプ製作所代表取締役氏家英喜様と仮契約を締結したところであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条によって、予定価格が700万円以上の動産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号の規定による議会の議決が必要となりますので、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 61 号 有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入について

○議長（中山 哲君） 日程第 8、議案第 61 号有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第 61 号有線放送施設管理用クレーン付運搬車の購入について、提案理由を御説明申し上げます。

御提案をいたしました有線放送施設管理用クレーン付運搬車は、町内において災害等の緊急情報や、行政情報を発信しております有線放送の通信電線網に必要な電柱の運搬等に使用している車両でございます。

現在使用しております車両は、初年度登録から、平成 2 年度から 32 年経過をしております。車体の腐食等により老朽化が進んでいることから、今回更新するものでございます。

審議資料 3 ページをお開き願います。

購入を予定しているものと同型の 3 トン級トラッククレーン架装 1 台でございます。

審議資料 4 ページをお開き願います。

車種はロングボディ最大積載量 3 トン積み、乗車定員 3 人、最大クレーン容量は作業半径 1.5 メーターで 2.93 トン、最大地上揚程は約 11.8 メートルでございます。現在使用しておりますクレーン付運搬車と同程度の仕様となっております。

議案書 2 ページ及び参考資料の入札執行調書を御覧ください。

去る 8 月 26 日に 2 社の辞退により、3 社による指名競争入札を執行した結果、入札金額 695 万円で三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店が落札いたしました。8 月 31 日に入札金額に消費税を加えた 764 万 5,000 円で、宮城県大崎市古川沢田字立海道 68 番地、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店長と仮契約を締結したところでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条によって、予定価格が 700 万円以上の動産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定による議会の議決が必要となりますので、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねを申し上げます。

今回、議案60号と違いまして、車種を見ますと通常の平ボディ、ユニック車ということでこちらは考えてよろしいのか。

また、今までの車の使用頻度、用途については今回も有線のみを利用するものなのかどうなのか、そのあたりを確認しておきたい。

また、今回、購入ということになりましたけども、町長が先ほどもちょっと答弁の中に、有線について今後の課題という問題も言われております。果たして購入でこのままいって減価償却を考えたほうがいいのか。はたまた、中古リストを考えて今回の提案に至ったのか。その点も含め、状況をお示しいただきたいと。執行証書については御理解はしましたので、その点をちょっと確認、答弁を求めたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、いわゆるそのユニック車、クレーン架装ということになります。

それから、使用頻度ということですが、これは月に換算しましてですね、月最低でも3日、多いときですと10日、10回の出動回数がございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まだもう1個あるよ。

○議長（中山 哲君） もう一つあるな。もう1個あったど。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 失礼いたしました。お答えいたします。

この有線放送施設に関しましては、センター設備の更新等も実施をさせていただきましたので、これから10年、最低でも10年と、その管理の状況によっては20年使用は可能であるというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

今回、リース、購入それぞれ検討させていただきました。当該この購入事業につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金、この交付金を充当させていただいておりますので、その中で比較した結果、購入が一番交付金の対象となるということで、金額的にも比較的安価であったといったようなところでございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日及び9月11日の2日間は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。9月10日及び9月11日の2日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

大変御苦勞さまでした。

午後4時46分 散会
